

1. 平成29年第1回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成29年3月15日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長岡文男

議会事務局
議会総務課
課長補佐

加藤光俊

議会事務局
議会総務課主査 武藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には執務、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますのでよろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、15番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問に入ります。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定いたしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えいただきますようお願いをいたします。

◇ 森 喜 人 君

○議長（渡辺友三君） それでは、7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 皆さん、おはようございます。3月議会もあと一般質問を残すのみとなりました。三寒四温とありますが、きのうは暖かく、きょうは寒くなりまして、朝出てくるときに10センチほど高鷲のほうは雪が降っておりまして、本当にこれからいよいよまた新しく、また暖かくなっていくんだなということを感じさせていただいておりますけれども、きょうは一般質問ということでございます。

3点につきまして、質問させていただきたいと思っております。

1つはスポーツと学業の両立の重要さということ、もう1つは介護もしくは福祉に希望をとという観点、そして3つ目は白山開山1300年事業ということで、1つ提案をさせていただきたいと思っております。

それでは、1つ目でありまして、教育長さんのほうにお伺いをしたいと思います。

スポーツと学業の両立の重要性ということで、教育長は学生時代、そして教員時代もずっと運動と学力の関係、またこの両立の重要性というものを最も考えられた方であるというふうに思いますし、そしてまた、そのことを教育長として就任されてお伝えする、皆さんに伝える大きな役割といますか、使命があるのではないかなというふうに感じております。

ゲームとかパズルでは本質的には頭はよくなるというふうに言われておりますけれども、今回、改めまして教育長のお考えと、そして児童生徒にどんなふうに伝えていかれるかということをお伺いしたいというふうに思っております。

1番の2つ目の質問まで含めてさせていただきたいと思いますが。

クロスカントリースキー種目の強化をということで特化した質問をさせていただきたいと思いません。

先日、高鷲町の各スキー場におきまして、常陸宮賜杯中部日本スキー大会兼東海北陸中学生スキー大会が開催されました。この大会は4年に一度は岐阜県が担当するわけでありましてけれども、今回、総合優勝は富山県、そしてまた準優勝が岐阜県ということでありました。

クロカントリーを含みますノルディックスキーというのがありますが、ノルディックというのはジャンプも含めた競技にはなりますけれども、このノルディックスキーに特化した質問になります。

岐阜日産日野の選手が今回の大会も上位を占めましたし、日本国内でもトップの成績を残しております。日野の方がですね。さらに、最近のワールドカップを見ましても、複合の渡部暁斗選手であるとか、ジャンプの高梨沙羅選手、また伊藤選手などが平昌オリンピックに向けて活躍をされておりますが、非常にこの活躍は目を見張るものがございます。

郡上高原におきましてクロスカントリーの公式コースを開設していただきまして、来年2月には全国高校インターハイが今回をはるかにしのぐ規模で開催をされることになっております。さらに、同年、韓国の平昌オリンピックの練習候補地としてスノーパークのスノーボードハーフパイプ、また郡上高原のクロスカントリー公式コースをアメリカ関係者が訪問されまして、候補地としてよい印象を持たれたというふうにお聞きをいたしております。

私の聞いておりますところによりますと、雪不足で心配されます、そのさらに次の2022年の北京オリンピックに向けても中国関係者がこちらのスキー場を使いたいということもちらっと私も聞いておるところでございます。

ところが、残念なことに、中部日本に出場した中高生は高山の高校に通っている高校3年生の高鷲出身者の生徒1人でありました。残念なことに、来年はこの子も出場されません。また、中学生は飛騨の子だけが出場していたということでございます。

そこで教育長に、このクロスカントリーについての質問でありますけれども。

まず1つ目は、中学生と言わず、小学生からの選手育成を考えていただきたいと。どのようにさ

れるかということをお聞きしたいと思います。

2つ目は、クロスカントリーを指導される教員の手配、これができないかということでもあります。

今、全員が、全指導者は高山に集中しております。郡上市には一人も見えません。そうした意味で、一人だけでもそうした教員の配置をお願いできないかということでもあります。

さらに、生涯スポーツとしてこの種目に力を入れていただけないかという点につきまして、教育長にお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） それでは、7番 森喜人君の質問の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（石田 誠君） それでは、失礼します。

大きく分けて2点あったかと思いますが、スポーツと学業の両立、それからクロスカントリースキの普及強化ということで、一括してお答えしたいと思っております。

スポーツは遊びから進化した世界共通の文化と思っております。心と体の両面にわたる健康の保持増進とか夢や感動にある活力ある健全な社会の育成に貢献するスポーツは、これからの社会に不可欠なものであり、生涯にわたってスポーツや運動に親しむことは極めて重要なことと捉えております。特に心身の発達の著しい中学生、高校生には学業は当然、スポーツも大いに楽しんでほしいと思っております。

郡上市の青少年のスポーツの実施状況については、お楽しみ志向と競技志向の2局化の傾向が見られるものの、比較的多くの子たちがスポーツに親しんでおります。

教育委員会としましても、スポーツと同様に学校生活が楽しく、子どもたちが意欲的、主体的に学習や授業に向かえるように、ICTとか、図書館、ALTを活用して確かな学力がつくよう、また家庭や地域の方と協力して望ましい生活週間が身につくようにこれからも努めていきたいと思っております。

また、スポーツと学業は相反するものではなくて、スポーツで身につけた気力や社会性を学業に生かし、学業で学んだ知識や技能をスポーツに生かすなど、どちらも主体的に取り組むことで厳しい状況でも何くそと努力し、おかげさまと感謝する郡上人を育てていきたいと、そう思っております。

幸いにも、厳しい状況の中で自分の夢を実現し、世界に通用する選手として活躍している平岡卓選手や、それから籾修子さんが身近に見えることは、技術の向上だけでなく、生き方の手本としてその存在は子どもたちにとって大変幸せなことだと思っておりますし、お2人は郡上の宝物だと私は思っております。

とりわけ、オリンピックに3回出場のある籾修子さんが郡上にお住まいになり、スポーツアドバ

イザー及び郡上市スキー協議会の一員として、クロスカントリースキーの実技指導やスポーツ講演会などに御尽力いただいていることは、今後のクロスカントリースキーの普及に大変心強いことと感じております。

籾修子さんにつきましては、先ほど御指摘がありました小学生から選手育成をということで、本年度、大変雪不足でありましたが、牛道小学校、北濃小学校においてそれぞれ2日間、それから高鷲北についてはデイリー郡上・牧歌のクロスカントリーコースを使って1日御指導をいただいております。

今後、クロスカントリーをやりたいという子どもたちについては、来年度、郡上市スキー協議会のクロスカントリー部の主催で行いますスキー教室にぜひ参加いただきたいと思っておりますし、今後は小学生から一般までの誰でも参加できるようなクロスカントリースキークラブを組織して、初心者が活動できる体制を整えてまいります。

また、クラブ員の募集については、引き続き高校や市内の小中学校に募集の働きをしていきたいと思っております。

教員についてですが、現在、クロスカントリーのスキーを専門に行っている教員は市内にはいません。県内においても指導者が不足していることから、クラブ等の指導については、当分、市のスキー協議会クロスカントリー部のメンバーの方をお願いすることになるかと思っております。

それから、生涯スポーツとして気軽にスポーツを楽しんでいただけるよう、冬期のスポーツ教室の開催については、スノーボード教室に加えて、来年度はクロスカントリーのスキー教室にも取り組んでいきたいと思っておりますし、こうした体験が親子でクロスカントリースキーを楽しむきっかけになってくれればなと思っております。

最後ですが、スポーツアドバイザーの籾修子さんは、かねがね、郡上からオリンピック選手が出るのが夢だと語っておみえです。このことは籾さんのみならず、多くの市民の願いであり、またクロスカントリーに限らず、いつか実現したい夢だと考えておりますので、今後もどうかスポーツ振興に御支援のほどをよろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) ありがとうございます。クロスカントリーにかかわっている高校の先生もいたんですけども、斉藤先生とか見えたんですが、亡くなられました。また、中学校で私どもの船戸鉄男さんという恐るべきあの方に教わったんですが、その方も亡くなられました。

そうした意味で、きょうは教員の話は残念でしたけれども、ぜひそうした強化もお願いをしたいと思います。

籾修子さんには、大いに活躍をいただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく

お願いしたいと思います。

それでは、市長さんにお伺いしたいと思います。

市長はこの前のたかす雪まつりでクロスカントリーを経験されたということですので、ちょっとその経験の御感想をお聞きしたいということと。

それから2つ目は、来年のインターハイというのは2月初旬ではありますけれども、雪が大変多いです、この時期は。ですから、なくなることはないんですけれども、ただ、ベストコンディションであるがゆえに、ほぼ宿泊施設は予定でいっぱいあります。そうした意味で、選手であるとか、指導者、そうした応援で来られる家庭の方々の宿泊施設が万全なのかどうかということでもあります。

先般、スノーボードのワールドカップがありました、高山に行って、そしてこちらに来て種目をこなされて、そしてまた高山へ帰られるということがあったということでありまして、そういうふうにならないように、私はちょっと願うものであります。

もう一つ、3つ目ではありますが、郡上にないスキー種目はジャンプ競技だけあります。この北海道下川町とのスキー交流を進化させられないかということをお聞きしたいと思います。

高梨沙羅という方は上川町なんですね。ところが、今ますます可能性のある伊藤有希という選手がおりますが、この方が実は下川町です。そして、レジェンド葛西も下川町です。そうした意味で、プロと接するということが非常に重要だと思いますので、高鷲は高鷲村のときには姉妹交流をしておりましたけれども、今はそれが、やっておりますけれども、市としてはやっております。そうした意味で、もう一度、そうしたものの復活をできないかどうかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思います。

まず、この前、雪まつりがございまして、ちょうど雪まつりの会場の隣のところで、先ほどお話のございました中部日本スキー大会のクロスカントリーのコースのゴールの周辺でございましたが、皆さんにクロスカントリーを体験しませんかということで用意がされておりました。

一度クロスカントリーのスキー競技の細いスキーでちょっと滑ってみたくなりまして、思わずちょっと、体験というには余りにも短いプチ体験でございまして、ほんのゴールの周辺の往復を多分、二、三百メートルぐらいだと思いますが、内心は自分で滑ってみて、案外行けるじゃないというふうに感じたかったんですが、何しろスキーを履いた記憶があるのが20代の半ば以降だとは思いますが、その名も懐かしい平家平で滑って以来、スキーを履いたことのないということでありました。

そういうことで、実際につけてもらって、登って、下ってきたんですけれども。まず感じたことは、大変これは運動量が随分あるなということと、実は下りのほうで滑降になりましたらバランス

を崩しまして尻餅をついてしまって、今度はスキーを履いたまま起き上がるのが大変だということも体験をいたしました。

そのようなことで、捻挫したり、骨折したりしないうちに早くスキーを脱ぐに限ると思ひまして、それだけでやめましたけれども。体験したことは、人がやっているのを見て、実際にやるということは何でもそうですけれども、なかなか大変だということ。それから、やはり大変持久力も要る競技でありますので、先ほどお話がありましたように、郡上の子どもたちには、ある意味では向いてるスポーツではないかなということを感じました。

そのようなことで、ぜひ御指摘のように、郡上で小中学生がクロスカンリースキーに親しんで、強くなってもらえればというふうに私も思っております。

それから、2点目でありますけれども、御指摘のように、来年のインターハイで郡上市がクロスカンリースキーの会場地になるわけですが、その宿泊であります。今のところ、お聞きをしておりますと、全体で約1,065名分ぐらいの宿泊需要があるというふうに聞いておりますが。

現在、岐阜県のほうでいろいろインターハイの準備をしておりますけれども、宿泊等のいろいろ世話を頼んで委託をしておりますツーリストのほうから、それ、J V組んでおりますけれども、近畿日本ツーリストと名鉄観光のJ Vで、まず第一義的にどの程度受け入れていただけるかという調査をしたようであります。それによりますと、郡上市と荘川地区を含めて、今のところ、730人分ぐらいの受け入れは可能だという第1次的な回答が来ているようであります。

しかし、そうしますとあと相当分やはり不足をしますので、先ほど御指摘のように、郡上市自身もインターハイだけでなく、ちょうどスキーシーズンでするので予約されてたり、いろんな宿泊需要があると思ひますが、せっかくの機会でありますから、やはり郡上市でできるだけ宿泊をしていただくということを主眼に、さらに受け入れ先を今後も発掘していけるようにということで、教育委員会のほうでまたいろいろと、あるいは観光課等とも連携をして努力をしていければというふうに思っております。

それから、3点目でありますけれども、御指摘のように、下川町は郡上市とは、高鷲村あるいは旧北濃村というようなところからの明治の時代の入植者が開かれたというようなことで、今でも高鷲を例えば下川町の方は母なる村と、母村というような形で呼んでいろいろと交流をしていただいております。昨年のちょうど4月のたかす開拓記念館にも町長さん、あるいは議会からもたくさんおいでをいただいて交流をしたというようなことでございます。

御指摘のように、まさに、いわば日本のジャンプの競技のメッカでもありますし、そうした名選手、葛西選手であるとか、伊藤選手であるとか、そうした有名選手も生んでおりますので、そうした、きっとそういうジャンプ競技を特に盛んにやっておられる、あるいはスキーのクロスカンリースキーもやっておられるように聞いておりますけれども、学ぶことが多いと思ひますので、いろいろ

とどんな体制でおやりになっているかとか、あるいはそうした下川町が輩出した名選手をお呼びをして、いろいろと色々なお話を聞くというような機会とか、接する機会を持つとかということも必要だと思いますし、大いに有益だと思いますので、今後、教育委員会と十分相談をして、そうした交流を持っていければというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) ありがとうございます。郡上市全体の子どもたちがクロスカントリーをぜひやってほしいなと思っています。野球やっているから、サッカーやっているからじゃなくて、冬はやっぱりスキーをやるということをぜひ、徹底するわけじゃないですけど、やってほしいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目の質問に入りたいと思ひます。介護に希望をとということでは。福祉全般ということでは御質問させていただきたいと思ひます。

3つ、福祉部長のほうにお伺ひしたいと思ひます。

1つ目は、まず障がい者一人一人が主役の福祉の実現に向けてということでありまひす。

テレビでも紹介されておりましたスコットランド認知症ワーキンググループというのが2014年10月に東京で発足したようでありまひす。名称は、日本認知症ワーキンググループといひまひす。その主体的な考え方は、今申し上げましたように、障がい者の方々が主役であると。特に認知症の方々が主役であるということでありまひす。「自分たちのことは自分たちで決めさせてほしい」というのが、これがスローガンといひまひすか、一つの目標なんだそうでは。

質問では、現在の若年性認知症では。郡上市の中のこの人数と、それから郡上市においてこのワーキンググループを発足することはできないかということをお聞きしたいというふうには思ひまひす。

2つ目でありまひす。明るい、楽しい介護に向けてということなんです。

実は私、ずっと以前から申し上げておひまひすように、富山でスタートしました全国に展開してひまひす共同型介護、富山型デイの大会に昨年の10月ぐらひだったでは、参加してまひりました。

この大会に出たときに、平成30年度に向けて共同型介護の導入が厚生労働省でも検討されているという話もありました。きょうはこの質問ではなくて、この大会のオープニングで、複数の施設で生活をしてひる障がいを持っておられる方々が10名ほど登壇をされまひして、司会者とのトークが生まれまひました。さまざまな施設の楽しい様子が手にとるようにはわかりまひました。

その中で特に感銘したのは、私の耳でも、司会者の耳にも聞き取ることもできないようにしゃべる子どもがいたんです。その子どもの言葉をそのお母さんはしっかりと理解して、会場の皆さんに伝えてひまひました。親子の愛情の深さを感じ、涙を禁ずることができまひませんでした。

ここで質問であります。障がいを持つ子どもたちを私たちは閉じ込めてしまっていないでしょうか。彼らに勇気を出してもらって、明るく紹介していただけるような場を郡上市でも工夫していただけないでしょうか。そしてまた、施設間の壁を取り除いたネットワークができないでしょうか。このことが2つ目の質問であります。

そして、3つ目であります。介護施設入所の待機人数ということです。

日置市長さんの福祉政策の中で、特養を1.5倍の約300床に増床されました。ところが、介護職員の不足のため、予定の20床が、増床したんですが、埋まっていないということであります。介護職員の確保に私は時間はかかると思います。また、外国人の職員を受け入れるということも、果たして郡上にとってふさわしいかどうか、これも検討が必要だというふうに思います。

そこで、とりあえずまず質問ですが、現在の介護待機数は何人でしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議員のほうからは3点御質問をいただきました。

初めに、若年性認知症の人数でございますけれども、介護保険制度の要支援、要介護の認定を受けてみえる65歳未満の方になりますけれども、本年2月末現在で28人。このうち、若年性認知症と思われる方が5人。また、介護認定を受けてみえない方で、私ども直営で行っております地域包括支援センターが相談等の対応を行ってみえる方がお2人ということで、合わせますと7人という人数を把握してございます。

この人数は、ある程度症状が重くなったり、支援が必要となっている方でありまして、発症していても気がつかないということであったり、日常生活に支障を来していないという潜在的な方もみえることも予想されております。

ちなみに、厚生労働省の若年性認知症に関する研究、こういったことが行われておりまして、若年性認知症の有病率が示されておりますけれども、そのデータに郡上市の人口構成を当てはめてみますと約13人という数値となります。

次に、若年性認知症のワーキンググループの動きはどうかという御質問でございましたが、市においてそういった活動というところについては把握をしておりませんが、認知症の方、またその家族の交流や相談の場として、平成27年度から市内各所において認知症カフェ、通称、「良良カフェ」と申しておりますけれども、こういった事業を開設をしております。

このカフェの参加者が自主的に集まりをいただいて、新たな交流活動、具体的にはピンポンとか、そういった活動が始まってきております。カフェの参加者、今のところ、高齢の方が多くお見えになりますけれども、実施方法等を工夫をしながら、若年の方の参加についても参加しやすい場

に努めていきたいというふうに思っております。

2点目の御質問でございますけれども、障がいのある方々の声を周囲の人たちに届ける場の工夫についての御質問ということでありました。

まず、障がい者の就労継続支援事業所の取り組みを少し御紹介をしたいというふうに思います。

市内には、民間法人が運営してみえる事業所が10カ所ございます。各事業所は、イベントでの授産製品の販売であるとか、喫茶コーナーの開設等を通じて、障がいのある就労者と地域住民との交流活動が活発に展開をされてきているところであります。

郡上市の社会福祉協議会でございますけれども、こちらのほうでは市内の小中学校の夏休みを利用した福祉施設での体験学習、こういったところが行われておりまして、児童生徒が障がいのある方と一緒に作業に取り組んだり、話をお聞きすることで、これまで知ることのなかった生活の一部を知る、そういった貴重な機会ということにもなっております。

こういった取り組みを維持、さらに発展をさせるためというところで、現在、市におきましては障がい者の権利を守る権利擁護の研修会であるとか、講演会、そんなところを障害福祉サービス事業所の共同体として平成26年に設立されましたNPO法人生活支援ネット・ぐじょうと共同して実施をさせていただいておりますが、こういった取り組みを通じまして、障がいに関する正しい知識の習得であるとか、障がい者との総理解を促進をしていきたい、そんなことを思っております。

そして、事業所間のネットワークの形成という御質問もいただいておりますが、市内外の事業所が一堂に会して、郡上市地域自立支援協議会という、これ会議の名称でございますけれども、毎月定期開催をさせていただいておりますが、サービスの質の向上であるとか、障がい者一人一人に対してつながりのある支援が適用できるような情報の共有というところにも努めております。

昨年4月に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律、通称、障害者差別解消法というものが施行されております。市のほうでは、障がいを理由とする差別解消に向けた市民周知活動の一環として、ケーブルテレビの行政情報番組、通称「健ちゃん福ちゃん」をシリーズもので放映をさせていただいておりますが、この番組の中で差別事例を織りまぜた番組の放映であるとか、また行政サービスを適用する私ども職員向けの障がいのある方への配慮マニュアル、こういったものも作成をし、障がいに関する全庁的な情報共有に努めさせていただいているところであります。

3点目の御質問でございます。介護施設の待機人数についての御質問でございますが。

各種の施設サービスというものが今提供をさせていただいておりますけれども、このうち、特別養護老人ホームの待機者は、毎年度、県報告の時期、ちょうど6月になりますが、この時期に把握をさせていただいておりますが、今年度の待機者、いわゆる申込者でありますけれども、156人になっております。

平成26年、御承知のように制度改正がございまして、原則、特養施設につきましては要介護3以

上の方が入所いただけるというところの改正があったわけでございまして、待機者数は減少はしてきておりますが、この待機者数156人のうちには、別の他の施設、例えばグループホーム等に入所してみえる方であったり、またすぐに入所の必要のない、とりあえず申し込んだ方も含まれておりますので、これらの申込者を除きますと60の方が早期の入所を望んでみえるというところの情報でございます。

現利用者の、不幸にしてお亡くなりになられるとか、入院等によりまして新たに受け入れ可能となる人数、これは平成27年度の実績でありますけれども、1年間で60ないし70名がお見えになりますので、おおむね1年以内には特養の場合、入所ができる見通しというところが現状でございます。以上です。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) 1つ目につきましては、ぜひ認知症のワーキンググループのようなものも検討していただきたいと。これは根本的に考え方違いますからね。やっぱり障がい者の視点に立ったということですので、そうしたものは郡上にはないと思います。ぜひそうした視点でやっていただきたいし。

また、2つ目のことにつきましては、ぜひ富山型デイのそうした大会を見に行っていたきたい。非常に全然違いますので。ぜひ、生活ネットワーク・ぐじょうの皆様方にもそういう誘いをおかけしていただきたいというふうに思います。

3つ目の質問の中で、また市長にお伺いしたいと思いますが。

今、156名、もしくは60名で1年以内に60名の方々も入所できるような話がありました。しかし、そんなに簡単なことではないと私は思っております。

そこで、介護の専門的ノウハウを持った機関の施設の方が郡上につくりたいという話が実はあります。きっかけは、郡上市高鷲町の別荘にいる方との出会いから始まったそうなんです。その方は結婚をして、女性の方なんですけれども、今手元にお配りさせていただきます「たいよう」、これですね。こういう、これですが。その方は、岐阜市茜部に福祉施設を経営されておられまして、それ以前は、社会福祉法人愛知たいようの杜ゴジカラ村というところで学ばれたということであり

ます。このゴジカラ村の話は、実は8年前に8番議員の紹介で文教民生委員会で勉強してまいりました。そして、またこの施設のトップの方は、今、長久手市の市長をやられておられます。そういう方がやっておられるところなんです。

この方が言われるには、最初は白山の見えるすばらしい環境に社員の別荘をつくりたいということだったんですが、高鷲の別荘に住む方々から、紹介といたしますか、要望を受けて、白山の見える

場所に来たいが高齢化して困ってしまっているというようなことで、ぜひその施設をつくってくれないかというような要望を受けたそうであります。そんなことでもあります。

この二、三年のうちに郡上市の高齢者の人口はピークを迎えると考えられます。待機しておられる方も、今言われましたようにかなり多い中で大変ありがたい話でありますし、介護のみならず、福祉全般のさまざまなノウハウを持っておられますので、そうしたことも勉強できるという視点に立つと、ぜひ郡上市としても応援していただけないかなというふうに思っているところでございます。

地域の住民の皆様方の理解も必要であります。また、あの周りは大根をつくっておられて、大変農振地域で難しい部分がありますけれども、どうかそういった意味でそうした希望の福祉施設が来ていただけることを願っているわけですが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思っております。

今お話ございましたように、郡上市にとってこれからの高齢者の福祉をどう充実していくかということ是非常に大切な問題だというふうに思います。

今、具体的な郡上市の高齢者における福祉施設を、高齢者の福祉施設をつくってもいいと、つくりたいというようなお考えを持っておられる方がいらっしゃるということは、ありがたいことだというふうには思っております。

お聞きをいたしますと、有料老人ホームであったり、あるいはデイサービスセンターのようなものをお考えというふうにお聞きをいたしておりますが、事務的には若干の接触があるようでございますが、有料老人ホームにつきましては県への届け出制ということになっておりまして、もちろん地元の市町村へもまた協議もあるということでもありますので、十分この方の計画内容をお聞きをして、できる御協力はさせていただきたいというふうに思います。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森喜人君。

○7番（森 喜人君） ありがとうございます。このたいようの杜というのは、長久手市ですね。長久手市というのは、愛知県でナンバーワン住みたいまちだそうです。また、全国でもナンバーツーだということでございますので、この福祉の効果は大きいんだろうなというふうに思っています。よろしくお願ひしたいと思っております。

3点目でありますけれども、「延年の舞」を世界遺産にということで、簡潔に質問させていただきます。

いよいよ本年は白山開山1300年です。ことしが終わりではなく、スタートの年になることを願っています。さまざまな企画も準備されており、楽しみにしておりますが、郡上市には世界遺産が一つ也没有ありません。しかし、同じくユネスコが実施している保護制度には無形文化財に対する無形文化遺産というものがあります。

そこで、長滝の延年を無形文化遺産にというプロジェクトをスタートできないでしょうか。平泉の毛越寺と日光の輪王寺は既に建築物等の有形文化財は世界文化遺産に登録されている寺院であります。長滝と同様に、延年を今に伝える寺院でもあります。しかし、これらの寺院でも無形文化財に関しては無形文化遺産に登録されておられません。

そこで、毛越寺や輪王寺と協力して延年というジャンルで無形文化遺産の登録を図ることは可能なことなのか、今後の取り組みを具現化させることについての市長の考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今お話がございましたように、ユネスコがいろいろと認定をしておりますものの中には、有形の文化財としての、いわゆる私どもが世界文化遺産と言っているものがございまして、これは世界文化遺産の中の内訳はまた自然遺産と文化遺産あるいは複合遺産というような仕分けがあるようではありますが、今お話のございましたのは、そういう有形の文化財の世界遺産ではなくて、無形の遺産、文化財の遺産を、これを認定していこうということであるようでございます。

これにつきましては、日本におきましては文化庁が国内の無形文化財の国指定の重要無形文化財、こういうものの中から国の判断において必要なものに、あるいは世界のその無形文化遺産に登録できそうなもの、必要なものということで判断をして、順次、ユネスコにそうした申し入れをしているようでございます。

そういうことで、御指摘の延年、いわゆる「延年の舞」については、現在、国の指定の重要無形文化財になっておりますのは、今御指摘のございました岩手県の毛越寺の延年、そして我が郡上市の長滝の延年、あるいは小迫の延年という、「小さい」という字に「迫る」という字を書くんですが、宮城県の栗原市というところにある延年、そしてもう一つが根知山寺の延年ということで、これはこの間、大火のございました糸魚川市。新潟県の糸魚川市でございまして、ここにある4つの延年が国の重要無形文化財になっているようでございます。

そういうことでありますので、近年、無形文化遺産の指定については、単独で一つ一つというんじゃないで、やはり認定はなかなか難しいんだろーと思っておりますけれども、グループでユネスコへ持ち込むというようなことでありますので、こうした4つの延年というものを一つの世界に認めてもらうということは可能性がないわけではないと思っております。

ただ、なかなか、そのほかたくさん無形文化財がありますので、例えば盆踊りのジャンルでいえば、我が郡上おどり、あるいは今度来てもらいます秋田県の西馬音内の盆踊りであるとかといったものもかなり古い時点で重要無形文化財になっております。

こうすることで、国の判断がどういうふうになるかわかりませんが、同じ延年という、そういう重要無形文化財を持っている、こうした関連の自治体がまた一度協議をして、そうした運動をしていくということはあるいは有効なことではないかと思っておりますので、よく検討をさせていただきたいと思っております。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森喜人君。

○7番(森喜人君) ありがとうございます。御丁寧な答弁をいただきまして。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長(渡辺友三君) 以上で、森喜人君の質問を終了いたします。

◇ 清水敏夫君

○議長(渡辺友三君) 引き続きまして、17番 清水敏夫君の質問を許可いたします。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) おはようございます。議長さんより御許可をいただきましたので、本日、2番目でございますけれども、質問に入らせていただきます。

平成29年度当初予算で日置市政、291億2,200万円という前年比4.4%増の、まさに郡上市が次の時代に向かって邁進していこうという意欲のあらわれといえますか、そういう思いのこもった大型予算を組んでいただきまして、そういったものを実現していくためには、なかなかテーマとして対抗するようなものはなくって、思いつきのような3点をきょう、優しいテーマばかりでございますので御指導いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目でございますけれども、当初、施政方針で市長さんお話をいただきましたように、いよいよ郡上市のことしの旗印は「観光立市郡上」というようなテーマを掲げられて、それぞれ政策に基づいた予算を計上されておりますが、特に観光立市郡上市ということで、このことについて部長さん、市長さんのお話をお伺いしておきたいというふうに思います。

今、郡上市は、「良良ちゃん」というのを一つの郡上市の代表するPRのためにつくっていただいておりますが、ここのところ、民間の方から、新しいスタイルの郡上市を発信するのにふさわしいのをというようなことから、さくらももこさんという方が郡上へ来て、本当に郡上というところはいいところだというふうなことを思われたということで、その思いを形にあらわしたものが今からお話しします、もう既に御承知やと思っておりますが、「G J 8 (ジージェイエイト) マン」。日本

語に直すと郡上八幡ということになるかと思いますが、さくらももこさんが郡上八幡を愛して、頼まれもしていないのに勝手にキャラまで考えてみたということから、こんな文を資料のパンフレットで見せていただきました。

「岐阜県に郡上八幡という小さなまちがある。私は、このまちが大好きだ。観光地としては地味なほうかもしれない。何か歴史的な建造物や景色などがたくさんあるわけではない。まちの脇をきれいな川が流れ、まちじゅうをきれいな水が走り、まちの至るところできれいな水が飲めるように水飲み場がある。郡上八幡は水自慢なのだ。当然、アユもいる。ウナギもおいしい。山の上には郡上八幡城が見え、このしみじみとした町並みは城下町のせいなんだと改めて思う。郡上八幡はちょっと観光地だけど、みんな別に観光客を期待せずに日常生活を送っている。そこに美しい自然や町並みがあっても、それらが普通なのだ。そんな感じが好きな人にはたまらなく……。——観光地だけど、みんな別に観光客を期待せずに日常を送っているということですね——そんな感じが好きな人にはたまらなくよいと思われるまちだ。もちろん、私もたまらなくよいと思っている云々」とございまして、さくらももこさんという名前もありますけれども、そこで「水」というものをやっぱりテーマに考えられてましたね。

良良ちゃんもアユは水ということで考えられましたが、この「水」というものをテーマにヒーローをつくろうということで企画されたのが、「G J 8 マン」というものだという事に思います。

八幡のまちの中を少し歩いてみますと、これも勝手につくられたという、こういうポスターが張ってございます。既に御承知かと思いますが、8マンのアニメのデザインを制作されたライトエアーという、八幡出身の名畑さんという社長さんがこれをデザインして、ももこさんの思いをこんなふうにあらわして、8マンというふうなことを発信をしていこうと、勝手にやっぺりしていこうということで、本当にありがたいことかなというふうに思っております。どうか皆さんご覧ください、ということなんです。

この間、振興公社へ行ってみましたら、こんなCDもつくっていただいております。「G J 8 マン」のテーマと、裏は「長良川鉄道の夜」と。これ聞いてみましたけど、非常に片一方は元気ない歌ですけど、悪を正義がやっつけるという8マンが。こちらのほうは、本当に夜景が、電車がアニメの中で映ってまして、本当に情緒あふれる、心を救われるような曲になっていましたので、こういったものとか、これを買ったらこのコースターがついてまいりまして、本当にこれ、どこでつくられたんですかと問いたら、これは名畑社長さんのほうで勝手につくったというふうなことで、今、産業振興公社のほうでPRをしてみえました。

そういった意味で、郡上市観光立市を目指す中で、いろんなPRの仕方もあるかと思いますが、まずは郡上八幡に来ていただいて、そしてそれをどんどん郡上八幡とまた郡上市だということも知っていただくためには、この「G J 8 マン」が高鷲のスキーに行ったりとか、あるいは長滝

の水打ちに行ったりとか、田空仏の里を訪ねたりとか、そういうようなこともこれからやっていただけると、どんどん郡上市というものが広がってくるんじゃないかなというふうなことで僕は思っております。

ぜひともこういう広がりをするためには、この「G J 8マン」は八幡がスタートになりますけれども、全域にこういったものを展開して、良良ちゃんのアユと8マンの水というものをセットで郡上市は一つの形を売り出していくというのも手ではないかなということを思いまして、考え方を伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

ただいま大変詳しく御紹介いただきました。それとかぶりますけれども、少し経緯も含めてお答えを申し上げます。

「G J 8マン」は、「ちびまる子ちゃん」の作者のさくらももこさんがつくられたキャラクターで、郡上八幡を舞台にしたアニメもインターネット上で配信されており、毎月8日には新しいストーリーが加わって配信をされております。

アニメの原作者はさくらさんでありますけれども、動画やポスター、グッズの製作等は郡上出身の社長さんが経営しておられますライトエアという会社が行っておられまして、郡上でも郡上八幡産業振興公社でエイトマンガッズを販売しており、去年の10月から合計でCD、Tシャツなど約6種類の550点の販売があったということでございます。

先ほども御紹介ありましたが、さくらさんはホームページ上でも「郡上八幡を愛し、頼まれてもいないのに勝手にキャラクターまで考えてみた」と述べられておりまして、アニメ全体からもさくらさんの郡上に対する深い愛情が感じられまして、大変ありがたいというふうに常々思っております。

さくらさん述べられておられますとおり、今回の8マンは郡上市からさくらさんにキャラクターの製作をお願いしたわけではなく、あくまでもさくらさんの御好意によって生まれた作品、キャラクターでございます。

こういったことを考えまして、昨年の秋以来、例えば郡上市として8マンを正式な市のキャラクターとしてお願いすること、登録をすることや、あるいは新しい8マンガッズの製作や発売を積極的にお願いするという事は控えてまいったと、こういう経緯でございます。

ただし、ことし2月の鯉のぼり寒ざらし、このときに8マンののぼり製作についてライトエア社を通じて事前にさくらさんをお願いしまして、承諾を得て、そのことが実現しましたように、新

しい取り組みについても先方と協議をしながら進めてまいりたいと、このように思っております。

総括して申し上げますと、我々はさくらさんや関係者の方に感謝の気持ちを持ちながら、「G J 8マン」が郡上の魅力発信の重要なキャラクターとして末永く地元のヒーローであり続けられるように、ライトエアー社を通じて、さくらさんへのアプローチを続けていきたい、このように考えてございますので、よろしく申し上げます。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 部長、ありがとうございました。前向きにこの「G J 8マン」のほうを郡上市のキャラクターとして何とか協力していただくような方向を目指しているということでございます。

市長さん、ふるさと納税というのはお金でいただきますが、今回の場合はアイデアとか物をふるさと応援の形でいただいたというふうにちょっと捉えられるかなということを思いまして、ぜひ、もうおやりになっているかもしれませんが、今の名畑社長さんであるとか、さくらももこさんとのコンタクトをとりながら、そういった市長からのメッセージというか、ふるさと納税と同じようにチャンスをつくっていただくといいかと思いますが。

何かももこさんは、あんまり人と会ったりすることは避けられているということをちらっと聞きまして、市長お得意のお手紙ですね。ああいうものでこうやって、文通というと大げさになりますけれども、することによって本当に心と心を触れ合っていくということでは、長いおつき合いがまた違った意味でいただけるのかなと思いまして、ちょっと市長の思いなどありましたらお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先ほどお話しありましたように、私も本当に感謝をしております。郡上八幡を舞台にということで、あるいはその8マンがいろんなところへ飛んでいくわけですがけれども。

それと、それからあわせて、長良川鉄道も支援してくださっているということについて非常に感謝をしておりますので。

また、こちらのほうでお世話をしてくださっている方々とも御相談して、さくらさんに御迷惑にならないような方法でぜひ謝意は伝え、今後もよろしくお伺いしたいということを伝えたいと思っております。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございました。8マン作戦につきましてはそういうことで、私

も了解をさせていただきましたので、今後のますますの御奮闘をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の郡上市への企業立地を促進するための優遇策を何うということでテーマにさせていただきました。

今定例会では、郡上市企業立地条例の制定というのも提案されて、委員会等でも審議をされているというふうに思いますが、この新年度予算では新たに白鳥町に工業立地できるような工場用地を確保しようというような予算計上もされております。いよいよ郡上市も他市に負けないで企業立地を進めようという状況であろうかと思いますが、今回のこの条例制定、見直しをして条例を制定されるということについて、郡上市のかける、僕はやっぱり市長の思いがここにあると思いますので、この東海北陸自動車道の沿線の市なんかとはやっぱり、その中で一番奥地にあるという状況下の中で、今回のこの条例改正によってそういう期待が大きく進むというふうに期待をしたいと思いますので、その辺の熱意のほどをまずは伺いたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

今回、御指摘のように、この郡上市の企業誘致に対する、いわばインセンティブ、誘引になるような措置をつけ加えさせていただきました。従来も、いわゆる企業が立地をされますと一定の要件のもとではありますが、固定資産税相当額というものを3年間補助金という形で交付をさせていただいておりますが、今回、新たにそういうものとは別に投下をされた固定資産のいろんなものの中から、土地の価格、これの課税の標準額を基準にいたしまして20%分を1回に限り企業立地の奨励金という形で交付をさせていただくと。ただし、頭打ちは3,000万円ということでございますが、こういう措置をいわば追加をするという形で企業立地の誘引を強めたいというふうに思ってこういう条例を提案させていただきました。

これを提案いたしました背景は、一つは、今、岐阜県の中でも、いわゆる東海環状自動車道というものの整備、西回りというものが進んでおりまして、東回りができたときも随分関市とか、いろんなところに企業立地があったわけですが、これから東海環状西回りルートというものが整備をされていくに従いまして、いわゆる岐阜市から西の地域にはかなり企業立地というものがやはり強力なこの東海環状自動車道西回りというものが武器になるというふうに思います。そういう中に伍して、やはり郡上市への企業立地に目を向けてもらうためには、今の固定資産税相当額3年分というだけでは不十分ではないかという議論の中で、今回、このような措置を提案をさせていただいたところでございます。

企業の立地というものは、まずは例えばその工場にしても欲しいだけの敷地がちゃんと土地が手に入ることとか、それから交通条件がこれが原材料の輸送からいっても、あるいはできた製品の輸

送からいつでも便利なところであるとか、あるいはもちろん、さらに今一般的に言われている労働力不足といますか、そういうものの中で欲しい人材、できれば優秀な人材が確実にとれることというような、いろんな企業の立地判断の中には要因があると思いますけれども、そういうものの中に郡上市に立地していただければ、そういう一定の立地に伴うコストの中の一部をさらにそういう奨励金という形で補助をさせていただきますよという形で、いわばどこに企業立地をさせるかという判断の際に、ああ、郡上市もいいねと言ってもらえるような形でその判断を後押しするようなことができればというふうに思っております。

そのようなことで、今回、この措置をいわば提案させていただきましたが。こういう固定資産税相当額というものに相当する分の補助金というものは、近隣市でも関市であったり、美濃市であったり、そういうところございますが、今回のように、土地の評価額の何%以内という形で一時的にさらに助成をされるといいますか、補助金を出すというのは比較的まだ例が少ないので、一つの魅力的な措置になるのではないかというふうに思っております。

そういうことで、いろいろ受入体制とかいろんなものを含めてやっていかなければいけないので、この措置だけで万全というわけではありませぬので。むしろ問題は、先ほども申し上げましたように、企業にとっては必要な人材がとれるかということが非常に大きいと思いますけど、こういうものについてはやはり郡上市の若い人たちが自分たちの地元にもやはりいい働き場所があるんだという認識もしてもらわなければいけないというふうに思っております。

この間、郡上北高校へ高校生と語る会という形で行ったときも、高校生のほうから市が企業誘致、企業誘致ということを進めているけれども、郡上にはもし企業が来たときにそれだけの労働力が確保できるのかという質問を受けました。これはまさに真つ当な質問だというふうに思いますが。

そういう、今、結局、若い人たちが自分たちに適する働き場所がないと思われまうから、高校卒業しても外へ行かれる方もたくさんいますし、一旦進学をしてもなかなか戻るといふ誘引が働かないわけなんです。そういうことですから、したがって、そういう形ですと企業もせっかく来てなかなか人がとれないと。だから、ますます若い人も定着しないというような悪循環に陥ってはいけませんので、そこのところは鶏と卵の議論ですねというふうに高校生の方にも申し上げましたが、できるだけこうした形で若い人たちにも魅力のある職場を、雇用の場をぜひ確保しながら、活力のあるまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。新しい見地からの企業誘致の導入策ということで、今回、追加をされたということで、これは楽しみにしていきたいと私たちも思っております。

1つだけ、今回のこの条例の制定につきまして、従来ありました奨励金ですね。これにつきまして

ては、余り僕も情報を得てないんでわからないんですけど、ここには今回入ってないんですけども、3年間という郡上市の制度ですけども、この辺につきましては、あんまりこちらの追加でできた部分は一つの郡上市の味ということでいいと思いますが、従来ある、その3年間の交付という、奨励金を交付するという部分については、これ郡上市はこのスタンスでこれからもこれでいかれるのか、今後、検討を加えていかれるというようなことがあるのか、ちょっとその辺も確認をさせていただきたいんですが、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この辺は、先ほど申し上げましたように、近隣の市でも固定資産税相当額を補助をするという、その期間が、関市は5年、それから美濃市も中小企業については5年、そして美濃加茂市は10年というように、かなり固定資産税相当額を補助する期間が長いということがございます。

確かにそれだけ魅力、そういう意味では立地する企業にとっては魅力のあるという点があるかもしれないませんが、やはりせっかく立地した企業の固定資産税が大変長い期間、やっぱり実質上は相殺されてゼロになるような形の奨励金を出し続けるということはやはり体力も必要でありますので、そういう意味で、郡上市としては今回御提案をしたものとセットで考えてもらうということで、当面、今回の見直しには郡上市の3年間というのはとりあえずそのままにさせていただきました。

また、これはいろんな総体的な問題でありますし、ただ、一面、例のふるさと納税のように余り過剰なサービス合戦になってもせっかく立地をしてきた企業が財政に貢献するということについて、非常にその効果が発現するのが遅くなってしまいうわけですので、心しなければいけないと思いますけれども、そういう近隣の状況も見ながら、また今後判断をしていくことになるかと思えます。

（17番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 市長ばかりに答弁を求めまして恐縮でしたが、いよいよそういう形で企業団地も整備しつつ、また新しい企業も、あるいは既存の企業も含めてそうですけれども、頑張っていたらいいようなそういう制度改革は逐次これで終わりということはないと思いますので、日進月歩、また進めていただく必要をぜひお願いをしたいというふうに思います。

ありがとうございました。

では、最後の3つ目の質問に移ります。

テーマは、郡上市全域を光通信が利用可能な光化整備の促進をということで上げさせていただきました。

これにつきましては、郡上市長さんのほうよりも出ておると思いますし、郡上市議会の総務常任

委員会のほうへ、昨年の9月ですか、株式会社インフォメーションネットワーク郡上八幡と郡上市情報通信協力会というところが提案をされております。いずれにしても、INGさんが、多分、核になっておられると思いますが、25年のそういう通信網の、あるいはケーブルテレビのネットワークのベテランでございますけれども、そういった方がこれからのあり方と、同軸というのは今のあり方ですけども、同軸と光ケーブルをジョイントしてやっているのが今の郡上市のケーブルテレビの放送のあり方だと思いますけれども、将来的にやっぱりどんどん光化が進んでいくと同軸ケーブルもだんだん手に入りにくくなっていくということもありますし、第一には、郡上市、このデータによりますと、高山、下呂、関、美濃も含めて、周辺は全部光化が整備されているという状況があるわけですね。郡上の場合、八幡町の市街地と白鳥の市街地にはその通信ネットするのがありますけれども、あとはカバーされていないというふうなこともあって、今後、それをさらに広く進めていくには、やっぱり光化をベースにして考えたほうがいいというふうなことが、その提言の中にありまして、そうすれば経費も維持費も安く済むし、雷の被害であるとか、そういったことも避けられてくるというようなことは、これ既にここに書いてございます。

一番僕思ったのは、もし郡上市さんがなかなか仕事をやっていくのに厳しいのであれば、もう私たちのほうで光整備をして、そして利用者の方から利用料をいただいてでも光化を早くやっていきたいと。それによって企業のそういう誘致についてもプラスになっていくというふうなこともありますし、先ほど言いましたように補修、維持費も安く済むし、さらに地元の業者もそれをやることによって技術のレベルが上がっていくし、管理の力もついてくるというふうなことで、地元業者の育成と雇用にもつながっていくというふうなことで、ぜひとも光化の整備を積極的に進めてほしいということで、ざっとですけども提案がされております。

それを総務委員会が今回新年度予算に対して市長のほうへ提案をさせていただいた折に、市のほうとしての考え方としては、29年度からですか、総務省の補助がある制度のものもスタートをするということもあって、そういったものともあわせながら、光化に向けて進めていきたいということですが、僕はやっぱりできるだけ早くというふうな気がするものですから、その辺のところの構想がもし、でも同軸やという論もあると思いますし、やっぱり光へ行こうという考え方もあると思いますけれども、その辺についての今の見解がありましたら、まず教えていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、私のほうからお答えします。

まず、周辺市町の光化でございますけど、議員御指摘のとおり、関市、美濃市、高山市は既に光化が完了しております。飛騨市については一部を除いて完了ということでございます。下呂市につ

きましても、既設の光回線が老朽化しているということで張りかえを計画しておるところでございます。

あと、ケーブルテレビ業界というのがございますので、岐阜県下のケーブルテレビ協議会加盟局の中で同軸ケーブルで運営を行っている局と申しますのは郡上ケーブルテレビ、山県市の有線テレビ局、それからI N Gの3社だけというようなことになっておる現状がございます。

そういった中で、郡上市の光化ということでございますけど、郡上市につきましては平成16年、議員御指摘のとおり光ハイブリッド、これはケーブルテレビ局から光ファイバーで送信しますが、各家庭への引き込みについては同軸ケーブルで送信するというものでございまして、そういったところからサービスが行われておるところでございまして、既に10年が経過しております、伝送路や機器等の老朽化が進んでおりまして全面的な改修が必要な時期に来ております。

そういったところで、現状のハイブリッドのところを更新をしたと申しますと、現在のところ見込んでおりますのが、約14億円程度の更新費用がかかるんでないかというふうに思っていますし、維持管理経費につきましては年間2,000万円程度がかかるのではないかというふうに見込んでおります。

これは、光のところを更新するということを見ますと、約、更新費用としては30億円程度、それから維持管理費につきましては同軸の2分の1程度の1,000万円程度というふうに見込んでおるところでございます。

今後ですけど、全面的に光化にするのか、あるいは光ハイブリッドで維持するのかというところでございますけど、現況を見ますと光に対する要望が非常に高まっておるという現状もございまして。それから、I C Tの起業者、それからI C T企業、そういったことを今誘致を進めておりますし、さらにはIターン・Uターン者のテレワーカー、そういったことの拡大等を考えますと、光化の情報通信基盤の更新というのは非常に必要ではないかというふうに思っておるところでございます。

まず、光の通信に当たりましては、来年度からですけど、総務省が新たな事業としまして4K、8Kというところの条件不利地においてのそういった光化事業の支援が始まりますので、そういった補助事業、そういったものを活用しながら取り組んでいく必要があるかというふうに思っています。

そういったところで、先ほど議員からもありましたように、市内業者からも提案等もいただいておりますので、そういったものを参考にしながら、光化を進める整備方針というのを今検討中でございますので、平成29年度中には、今の整備方針を議会のほうにもお示ししまして、意見も伺いながら進めたいと思っておりますし、進めるに当たりましては、財政計画、財政状況、そういったものもありますので、そういったことも考慮に入れて着手をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） ありがとうございます。現状で言ったら整備費が今後14億円で、光化の場合には30億ということで、29年度から例の総務省のその制度が始まるということで、補助率等も引いたり、残りの財源のこともありますけれども、29年度の方針を出して、今の思いで最短では、これ最後市長に聞かないかと思いますが、いつまでに完成されますかというところまで聞きたいと思っております。その辺のところをぜひやるんなら、やっぱり早目に今の企業立地の制度とあわせて、光化も含めて、移住のほうとの関連も当然出てくるというふうに思いますので、その辺のところと言うと、補助制度的には市長、どんなふうな状況ですか。方向は。わかりましたら、お聞かせいただきたい。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 国の補助要綱上は2分の1ということが国の補助ということになっておりました。平成29年度、国全体で8億程度ということで、29年度は非常に事業が少ないというところがございますので、まずは今年度はもし整備方針等が固まれば実施計画等に着手して行って、それから年度計画というところについての協議を29年度にやっていくというふうなことを考えております。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） はい、わかりました。29年度で方向が走り出して、ほぼ光化で行こうというふうな、多分お考えが強いのではないかなというふうに思いますが、ぜひともそういう方向では願っております。市長、どうですかね。任期まだ十分ありますので、ひとつこの光化は私が仕上げようと、このぐらいの思いで、財源のことはわかりませんが、やっぱりこの制度は1年でも早く立ち上げて整備していくということが一つの全てに、これから観光立市も含めてそういうこと必要ではないかと思いますが、市長の思いと決断を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 市長公室長が説明いたしましたように、現在の光と同軸ケーブルとのいっば両方でハイブリッドの形でやる場合に、十四、五億であると。そうして、光だけという形になると、これも経費のかけ方にはいろんな考え方もあるようではありますが、堅実な形できちとした工

事をやろうとすると30億円ぐらいかかるのではないかというのが今の見通しです。そうすると、同軸ケーブルと光と合わせた形でハイブリッドの形でやっている現在の方式と、光だけで全域を引くという場合に、やはり事業費ベースではほぼ倍の違いがあるということがございます。しかし、市長公室長が説明しましたように、国の補助もあるということでありますので、現在、試算をしておりますもので30億円かかるというふうにした場合に、全部国の補助対象になるともかぎりませんので、国庫補助が10億から11億円ぐらいは期待できるのではないかというふうに試算をしてみますと、あとの20億弱ぐらいはやはり郡上市が負担をしなきゃいけないと、こういうことになるわけですので、御指摘のように、いわば郡上市の負担として、合併特例債なんかが使えるわけでありますけれども、使うとした場合に今、年限が切られていると、こういうこともございます。

それから、まず第一に、国の補助が2分の1は期待できるとしてもどのようなペースでついていくかということが非常に大きな問題でありますので、いろいろな情報を集めながら、私もでき得ればできるだけ早いうちにと、合特債もこういうものに有効に活用できるような形で事業ができればというふうに思っておりますが、まずその最初の分かれ道のところからどうしていくかということも含めて早急に検討していきたいというふうに思います。

(17番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） はい、ありがとうございました。提言によりますと、やはり従来カバーできてないのは高鷲の別荘地なんかかなりの家数がありますけれども、そこもエリアが拡大できて、加入者がふえるといえば収入もふえていくというふうなことも提言の中にもありましたし。やっぱりこれによって、先ほども言いましたけど、地元の業者をやっぱりこの光化に向けて人材をつくりながら、また維持管理もやっていけるような、そういうふうな仕組みをしてほしいし、もちろん東京オリンピックに向けての4K、8Kとか、そういった方向へのサービスも、これもできるようになるというふうなことでございます。

財源的には選択肢はそういう選択肢しかないというふうに自分も思いますけれども、でき得るならば環境整備という形で郡上市内の全域の光化を計画的にぜひとも進めていただくことを心から願う一人でございますので、今後とも精査をしていただきながら、着実に郡上市の環境づくりをひとつ進めていただきたいというふうに思います。

今後の御尽力をぜひお願い申し上げまして、時間をちょっと残しまして失礼ではございますが、以上をもって私の3点の質問を終わらせていただきます。

誠意ある御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水敏夫君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時50分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時59分)

◇ 森 藤 文 男 君

○議長（渡辺友三君） 2番 森藤文男君の質問を許可いたします。

2番 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問としては、大項目としては2点でございます。

郡上市消防団について。

もう1点は、職場体験、これは中学校についてでございます。

それでは、最初に、郡上市消防団について3点ほどお伺いをいたします。

1点目です。消防団の人員体制について、将来的な編成はということでお伺いをいたします。

郡上市の地方創生について、郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの概要の中で、今後の基本的視点として人口減少は加速度的に進むという認識。しかし、どこかで人口減少を食い止めたいため、このため、総人口ではなく、若者や働く世代の人口を安定させることを考える、市民事業者、行政等が一丸となって人口減少対策に取り組むとあります。目指すべき将来の方向として、2060年には総人口を2万7,000人程度とする。中期展望としましては2040年の総人口を3万2,000人として、あらゆる取り組みにより、まず目指すのは人口の安定化、合計特殊出生率については2040年までに2.2を達成、現状は1.78であります。若い世代の転入推進、転出抑制により、年間に社会増減を約50人程度の改善とあります。

このような具体的な郡上市の人口に対する施策を、背景を踏まえ、近年、地震、火事といった災害に対しての防災が取り上げられる機会が非常に多い中、地域の消防団としての役割や人員体制を再考し、整備する必要があると考えます。

具体的に郡上市の消防団員の推移を調べてみますと、事前にちょっとお配りをしてありますが、郡上市の消防団員の推移を調べたものをお配りしております。それをごらんいただければ、平成16年から28年のデータが示してありますが、わずかな定員割れはしているものの、平成16年度は1,883人に対して、平成28年度は1,875人と、平成16年度を基準とした増減率は99.58%と、ほぼ変動がありません。

お示しはしていませんが、これを郡上市の大和方面隊について団員の推移を調べますと、平成16年度は317人に対して、平成28年は297人、平成16年度を基準とした増減率は93.6%であり、人口減少、少子・高齢化が進む中、いずれも高い割合で推移をしております。

現在の郡上市消防団員を年齢別で調べてみますと、郡上市全体の1,875人に対して、41歳以上の団員は584人で、全体の31.15%であります。このうち、51歳以上の方は118人見えます。

勤続年数で見ると、15年以上が455人で、全体の24.27%であります。30年以上勤務されている方は22人見えます。

大和方面隊で見ますと、10人以下の団員で構成されている地域は3地域あります。定員が11に対して10人、定員11に対して9人、定員が8名に対して7人という地区があります。いずれもこういった状況にあり、団員維持に非常に厳しい状況となっており、団員の中には地域外での通勤者、また市外通勤者も含んでおり、他の方面隊地区においても同様な状況であり、火災時に消防団として消火活動に支障が出て機能しない可能性もあります。

先ほどの郡上市の消防団員としての中で、定数の見直しも24年に実施をされ、支援団員制度も平成21年度より実施をされています。平成26年度から郡上市の出生人口は平成16年来300人を初めて切り、267人、27年度は272人、28年度は280人と推移していることから、やはり将来的な郡上市消防団の団員編成を早急に進める必要があるが、市としてどのように考え、展開していくのかをお伺いしたいので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） まずは、これまでの団員確保の取り組みについてお話をしたいと思います。

各地域での自治会会議におきまして、副団長、分団長による入団依頼を実施しておりますし、これは昨年の夏の取り組みなんですけれども、女性消防団員がおそろいの浴衣と自作の扇子で郡上おどり、それから白鳥おどりの会場で入団と活動のPRを実施しております。

それから、消防団行事に小学生が参加をしまして、消防団車両に同乗して消防団活動の意識づけを行っております。あと、広報紙、ポスター、新聞等で消防団活動をPRし、入団促進を図っております。

団員確保が難しい現状と、それから平日、昼間の団員確保に対応するために、平成17年の12月から女性消防団員の採用を始めておりますし、今お話がありました平成21年4月からは災害等支援団員制度を設けております。これは退団をされた団員の方を対象として、火災等の災害時のみに出動をしていただくものです。平成23年4月からは方面隊隣接地区の応援出動の体制をとっております。

今後の対応としまして、各方面隊で部の統廃合及び団員数の見直し、状況によりましては部の統

廃合だけでなく、分団の統廃合も視野に入れた対応を考えております。

統廃合を行う理由としましては、団員の減少に伴って消防団車両を運用できない部が増加してくると。あと、消防団車両の規定人員以下の運用では放水不能、現場活動を迅速、適格に行うことが困難となる。また、運転手1名のみでの緊急走行は非常に危険である。あとは、十分に活用できない車両、小型ポンプの維持管理経費や更新経費の削減となると、こういったことを理由に統廃合を行っていく予定であります。

部が廃止をされた地区の消防体制ですけれども、各戸にホースが届くよう消火栓の充実を第一に図ります。あとは、引き揚げる小型ポンプを希望する自治会のほうへ貸与をしていくというような対応をとっていきたいと考えております。

これまでも、部の統廃合の関係ですけれども、八幡方面隊と、それから和良方面隊は自治会と協議をしまして、平成26年の4月1日からこの統廃合を実施して運用をしております。八幡方面隊については、ここは小那比と野々倉の地区なんですけれども、今まで4つあった地区を2つにまとめて実施しておりますし、和良方面隊につきましては今まで15部あった部を4部減らしまして9部として運用をしております。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。今、御答弁の中で部の統廃合あるいは分団の統廃合ということで御答弁いただきましたが、実際にその地域の方々、かなり統廃合されるに当たってはお話もいろいろ聞きながら御尽力いただきたいと思います。

ちょっと参考までなんですけど、大垣市では全国初めてということで、4月から学生消防団員に、これは奨学金制度を新設しております。現状の団員の8割が会社員で、昼間の活動が難しい。これほどこの地区、地域にも言えることですが、新たな担い手として学生の加入を図りたいというふうな理由でこういった制度を設けられました。

郡上市にこれが同一に当てはまるとは思いませんけれども、全国初めてといったようなこういった取り組みというのは私は非常に評価できるのではないかなと思っております。

ありがとうございました。

それでは、2点目に移ります。

災害後を想定した消防団活動の整備はということで御質問をさせていただきます。

3月11日に東日本大震災が6年を迎え、その教訓を生かした訓練も全国で行われておりました。災害後の対策が事前対策に比べまだ十分に整備されていないと言われております。火災も条件次第では本当に郡上八幡のような密集のところでは大規模災害となります。地震による災害は時に甚大

であり、近年、熊本、鳥取、福島と短期間で地震が発生するたびに、次は東海地方か、岐阜か、郡上かというふうにして非常に警戒心が増す状況であります。

南海トラフ地震もこの30年の間で70%の確率で発生されるというふうにして言われております。

こういった市民に向けての事前の対策としては、耐震補強や家具等の転倒防止の啓発活動もされ、D I G災害図上訓練といって地図を使って地域の防災を考え、地形や町の構造の特徴を知り、避難経路や災害の起きやすい場所、手助けが必要な人の情報を住民同士で共有するのを目的とすることも実施され、啓発を促しておりますし、関連活動をされている地域もあります。

また、郡上市美並町の三城小学校6年生の女子生徒が砂防指定地や急傾斜地を調べ、立体防災地図をつくり、地域住民の防災意識を高めることにかかわり、高い評価を受けたこともあり、事前対策は進められている傾向にあります。

郡上市は、災害後を見据えた特設公衆電話の設置を進められていることは承知をしておりますが、消火訓練活動のほか、災害後を想定した消防団の訓練はまだ整備徹底されていないのではないかと思います。

大地震を想定して避難所を設置し、物資の搬入、支給方法等などであります。郡上には、郡上市消防団を初め、女性防火クラブ、幼年消防クラブ——これは保育園、幼稚園です、少年消防クラブ——小学校、中学校です、あと郡上市の民間組織7地域で自主防災組織で町内会や自治会で構成されておった組織もありますが、消防団としてこれらの組織、特に民間組織との連携、かかわりや訓練内容等の整備についてお伺いをしたいので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 御質問の内容は、まとめますと、災害後の消防団と自主防災組織等のかかわりについてということだと思います。

これまでも地区の防災訓練におきましては、できるだけ消防団が参画をして初期消火訓練等が実施されるよう進めておりますが、災害後を想定し、みずからがどのような行動をとるべきかという点については自主防災組織等と協議しておく必要があると思います。

ただ、避難所の運営が長期間になるというときは、それだけ大きな災害であると。大きな人的、物的な被害が出ているということでありまして、この場合の消防団の活動は人命救助、それから不明者の捜索、自衛隊や消防の応援隊への対応が主となります。避難所の運営のかかわりについては、支援物資の配付など限定的になると考えております。

それから、避難所宿泊体験としましては、防災キャンプとして地域の学校、それからPTA、自治会、公民館、消防団、消防署が連携をしまして、平成24年に西和良小学校区域で、それから平成26年には西和良小学校と八幡西中学校の区域で実施されております。また、昨年というか、平成28

年度ですが、明宝小学校区域で小学生や地域住民と84名が参加をしまして、7月16日午前8時から17日午後1時まで明宝コミュニティセンターでこの防災キャンプをされております。今後もこういった取り組みが広まればというふうには思っております。

市の防災訓練の大規模訓練についてですけれども、最近の災害発生事例に即した訓練となるように、例えば聴覚障がい者対応訓練としまして手話通訳者が聴覚障がい者に同行し避難を行い、情報提供を行う。あるいは、ペット対策訓練としまして、愛犬を連れて避難をしていただいて、ペットは動物避難スペースで退去をさせて、飼い主は避難所開設訓練に参加をしていただく。あるいは、水害を想定した訓練としまして河川流域での警戒水位の対応訓練等を取り入れることを検討していきます。

以上です。

(2番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） 訓練に関しては非常に配慮をいただいておりますが、8月には防災訓練があります。昨年はドローンを使ったということが行われましたが、そういった新しくその教訓を生かした訓練内容を今後も実施されたいということをお願い申し上げます。

それでは、3点目、消防団については一応最後の質問となりますが、消防団員の執務に関する改善についてお伺いをいたします。

消防団の執務としては、月2回、基本的には1日と15日に設備点検と地区内の巡回のほか、春季訓練、夏季訓練、あと秋季訓練、また操法訓練、火災時のときの出動、災害時出動、行方不明者の搜索、年末特別警戒、夜警、出初め式等あり、日ごろから地域の安全・安心、また生命・財産の確保に大変な任務を遂行され、尽力されていることには感謝と敬意をあらわすものであります。

中でも取り上げてみたいのは、年末特別警戒の夜警に関してですが、これは12月の、現在は12月28、29、30日の3日間にわたって、このうち、2日間の割り当てで各方面隊が地区ごとで警戒に当たられます。勤務時間はいろいろ諸準備のため、20時ごろ集合しまして、翌朝の5時までというふうな執務時間となっております。

年末を安心・安全をもって新しい年が越せるようにというふうな配慮が勤務時間に反映されているものと推測をされますが、負担に思う団員の方も少なくないというふうなこともあり、通常、2回の設備点検及び巡回も実施しております。また、年末になって巡回の数などをふやすことなどをして、何とか特別警戒の執務時間を12時ぐらまで思い切ったような負担軽減策を検討されたいと思いますが、これについていかがお考えでしょうか、お聞きをいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 川島和美君。

○消防長（川島和美君） 年末特別警戒につきましては、今お話がありましたように、28日から30日の3日間、午後8時から翌朝の5時まで実施されております。各方面隊は基本的に全団員1日出動していただくということになっておりますが、少数の部では2日間出勤する部もあります。

ただいまの御意見ですけど、要は、例えば12時までにはしていただけないかというお話ですけど、各方面隊の会議の中では、日程とかの時間の変更についての意見とか要望は直接は出てきておりません。ただ、個人的な雑談の中ではそういった意見もあると思います。

この日程とか時間につきましては、消防本部で消防協会、それから消防団の事務局を持っておりますけれども、消防本部側、行政側から消防団に対してこうせよ、ああせよということは意見としてはもちろん言うことはできますけど、直接やっていただくということは消防側から要請するということではできませんので、今後、団員の意見を集約をしまして、消防団の最高幹部会議で協議をしていくこととします。

以上です。

（2番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 森藤文男君。

○2番（森藤文男君） ありがとうございます。配慮はしていただいているということで解釈をさせていただきます。

これとはちょっと違うんですが、昨年度、消防団による婚活事業が非常に好評と聞いております。中でも5組ほどのカップルが誕生したということなので、引き続き、またこういった事業も開催されることを要望しまして、郡上市消防団についての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、職場体験、中学校についてであります。職場体験、中学校における学校、生徒、父兄の成果はというふうなことで質問をさせていただきます。

キッズニア（KidZania）というのを御存じでしょうか。キッズニアとは、子どもたちが仕事にチャレンジし、楽しみながら社会の仕組みを学ぶことができる子どもが主役のまちで、約3分の2の子どもサイズにつくられたまちの中で大人のようにいろいろな仕事をすることで、キッズ、これは専用通貨のことです、キッズがもらえ、買い物をしたり、サービスを受けたりすることに使えます。実在の企業がスポンサーになるパビリオンは約60ほどあり、本格的な体験を演出し、子どもたちはリアルな職業、社会体験を通じて未来を生き抜く力を育むことができる職業体験型テーマパークであります。

2021年には名古屋のほうでできるような計画で話題に上がっております。発祥はメキシコです。日本では、東京都と兵庫県のほうには存在をします。

こういった、小学校では職場見学、中学校では職場体験、高校ではインターンシップ、いずれも将来、また近い将来、社会人として職にかかわる重要な見学体験であると思います。

とりわけ、市内の中学校の職場体験では、卒業後に社会に出る生徒もいるので、郡上市の企業に就職してくれるのか、あるいは一旦市外に出てUターンしてくれるのかということは高校生も同様に非常に悩ましい問題ではあると思います。

中学校の職場体験においては、体験先の体験期間は3日間で、学校は受け入れてくれる体験先と日程を調整し、幾つかの選択肢の中から、生徒、父兄に希望する体験先を話し合い、決定する流れではあると思いますが、職場体験実施するに当たっては、全ての生徒が公平な条件、3日間で実施をし、充実度、満足度を促すことは大変重要な意味を持つと思います。

昨年の28年第4回の郡上市議会の定例会、9月のときにも質問をさせていただいたときに、勤労体験学習の成果はということで御答弁をいただいております。この中では、毎年継続的に中学生を受け入れていただく事業所が多くあることから、実施後の反省をもとに引き継ぎ等がしっかりされ、学校と事業所の連携が強化されることで活動内容が充実してきている、また配慮を必要とする生徒へも適切に対応をいただいている。事前に先輩やハローワークの方の講話を位置づけることで目的意識を持って勤労体験学習に臨むため、体験後、3年生になって福祉ボランティアに応募する生徒もふえている。また、挨拶や時間を守ることなどで、いつでも、どこでも、一人でも、挨拶や思いやりの言葉がけができることを目指すきっかけとなっているというふうな成果も答弁をいただきました。

ただ、課題としまして、生徒の体験を希望する職種がなかったり、受入人数の都合で本人の希望に答えられないことがある。また、勤労の厳しい面についても体験をさせたいが、安全面や資格等の制限により、お話を聞くだけの場合がある。農業や林業の体験もさせたいが、専業農家が少なく、開催時期や天候によって活動がなくなることがあるため、開設できないといったような課題もございます。

これを受けて、10月18、19、20の3日間で職場体験が行われたと思いますが、こういった課題を踏まえて、選択肢どのくらいあり、また学校、生徒、父兄の成果はどうであったかを伺いたいのので、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをします。

郡上市は、今、職場体験学習と言われましたが、勤労体験学習と呼んでおりますが、本年度も2年生428名が延べ231件の事業所において研修を行いました。期間については、9月の後半から10月にかけてということでございます。

人数的には、1つの事業所に小さな学校ですと1人ということですが、白鳥中、八幡中、大和中等では事業所に2名から3名ということになっております。

成果等につきましては、それぞれの事業所にアンケート調査を毎回しておりますので、その結果について少し触れさせていただきます。

事業所のアンケートには、非常に挨拶、礼儀についてしっかりしていると。「大変よい」というところで84%がそのように答えていただいておりますし、生徒の態度、働きぶりについては90%が「よい」ということで、来年度も引き受けたいかということについて、改装等の理由を除けば、全ての事業所で来年度も受け入れていきたいということでもあります。

今のように、数字で言えるものについてはアンケートの集計でございますが、子どもたちの体験後のまとめとか、それから教員の評価等からその成果について簡潔にまとめさせていただきます。その成果については、学校と教師、それから生徒にとって、それから家庭保護者にとって、それから地域事業所にとっての4視点から述べさせていただきます。

まず、学校や教師にとって成果は、ふだんの学校生活で見られなかった生徒の姿やその変化を目にするによって教師の生徒理解が一層深まったこと。また、より充実した体験活動にするために教育活動を見直す機会になったこと。それから、保護者や地域のキャリア教育の具体的な理解の促進が図られたこと。それから、ハローワークとの連携により、目的意識の強化やフリーター志向とか、ニートの問題の意識化が図られたこと。

続いて、生徒にとっての成果については、学校での学習と職業との関連についての理解を促進することができたこと。それから、違った世代の人とコミュニケーション能力の向上が図られたこと。さらに、挨拶や言葉遣い、身だしなみや時間を守ることなどの社会的なルールやマナーの意味を体験的に学ぶことができた。それから、地域や事業所に対する理解を深め、地元への愛情を持ち、地域貢献への意欲化が図られたこと。最後に、実践的な知識や技能を学ぶことができたこと。

家庭や保護者にとっての成果については、職業や働くことに対する会話の促進が図られたこと。それから、家族の役割の再認識、それから家族の一員としての自覚を促せたこと。それから、子どもの新たな一面が発見できたこと。

地域や事業所にとっての成果については、中学生に対する理解が深まったこと。それから、地域の方の次世代を担う人材育成への意識が高揚したこと。それから、職場の活性化や社員教育の充実が図られたこと。それから、地域貢献や自己有用感の醸成ができたこと等の成果をいただいております。

今後、御指摘があったように、さらに昨年度の成果、課題等を考えていったときに、やはり事業所が1人1つになるような事業所の開拓、さらに新しい世代に合わせた、また流れに合わせた事業の職種の開拓等が必要かと思っておりますし、地域によってはスクールバスやジャンボタクシー等

の援助が必要かなと思っております。

これらを推進していただく、また先ほど9月で述べた課題等を推進していただくには、今のよう
な成果を踏まえて、各学校の先生方のコーディネート力に頼ることが大きいと思っております。

そこで、教員が産業界の働きや職場の状況、または地域の現状においてその認識を深め、そのこ
とから生徒への適切な助言や生きた情報提供が行えるようなために、また教員自身のコーディネー
ト能力とか、カリキュラム開発能力の向上を目指して、来年度においては教員による市内企業見学
というのを夏休みを利用して実施したいということで、新たな改善もそれぞれしていきたいと思
っておるところでございます。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 森藤文男君。

○2番(森藤文男君) ありがとうございます。PDCAの管理のサイクルというのがあります。
計画をして、実行をして、評価をして、また処置をしてというふうに管理のサイクルというものが
あるんですが、計画はして、実行はするというのもありますけれども、やっぱり大事なのは評価
であって、そこはよく検討をしていただきながら、課題を次に生かせるようにまた御尽力いただき
たいと思います。

ありがとうございます。

時間を非常に残してしまいました。きのう長良川に向かって発表の練習をしたんですが、なかな
かこの議場という場は非常に私にとっては、野球をやったもので甲子園のようなところでありま
す。非常に、何というか、非常に聖地というようなところで緊張してなかなか思うような力も発揮
はできませんでしたが、また今後もいろいろ頑張って質問をさせていただきますので、よろしくお
願いいたします。

本当に御丁寧に御答弁いただきまして、まことにありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

○議長(渡辺友三君) 以上で、森藤文男君の質問を終了いたします。

昼食のため、暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時34分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は大きく2つ質問させていただきますが。

まず最初に、高齢化社会を生きるといった題で質問させていただきます。

平均寿命ですが、平成27年の簡易生命表によると、2015年時点の平均寿命は男性は80.79歳、女性は87.05歳となっています。ところが、健康寿命というのも発表されていまして、これは2000年にWHOが提唱した概念で、日常的に医療や介護に依存せず、みずからの力で生命を維持し、日常生活を送ることのできる期間を健康寿命というそうですが、これが2013年時点で、男性では71.19歳、女性で74.21歳となっております。といいますことは、平均寿命と健康寿命の差が、男性では10年、女性で13年ということになります。ということは、この10年から13年の多くの方に介護が必要ということになるわけでありませう。

当然、そうならないためにも、個人で健康管理が必要であることは当然であります。高齢者を孤独にしないということが健康管理にとって非常に必要なことなんじゃないかなという気がしています。

といいますのは、私の経験ですけど、私の母でしたが、隣のおばあさんが生きてみえるときには毎日毎日会って話をしておったんですが、そのおばあさんが亡くなってからだんだんおかしくなっていくという記憶があります。やっぱり高齢者の方も、人に会う機会をふやすということが非常に健康を保つためには必要なんじゃないかなという思いがありますが、この高齢者の方が社会とかかわりを持ち続ける。そのためにいろんな施策が必要なんじゃないかなという思いがしています。

医療費の問題、交通費の問題、入場料の問題いろいろありますけれども、現在、これを死ぬまでお金や商品に支配され続ける人生を物神崇拝というそうです。これ、マルクスの言葉なんですが、物の神の崇拝ですね。人がお金や商品の持つ力を崇拝し、その意識自体が行動を決めてしまう。物象の人格化と書いてありますが、まさに今の日本がそうなのではないかなと思っています。

そんな日本の中で、社会とのかかわりを高齢者の方が持ち続けて、心の健康を保つためには、例えば75歳、80歳でもいいですが、交通費の無料化とか、いろんな八幡城も含めた入場料の無料化等々、そういった政策というものは考えられないものか、御所見を伺いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

ただいま武藤議員がおっしゃったことはまさに高齢社会の問題のいわば本質を突いているので

はないかというふうに思っております。

私もかつて、ちょっと先ほど思い出したままに図を描いたので余り正確ではないんですけども、こんな図を見たことがあります。健康寿命、それから平均寿命というところで、私たちはできることが先ほどの幾つかいろんなことができるわけですけども、それがどうぞこうぞ71歳とか、女性の74歳という健康寿命までは何とかできると。そして、平均寿命までなんですけど、これがこの過ごし方が問題で、人間年をとると徐々にだんだんできるものもできんようになるということはあるんですけども、人によっては急速にできなくなるということで、こういう形でいくと寝たきりという期間が非常に長いとか、あるいは介護にたよらなければならないという時代が非常に長いという人生を送らなきゃいけないと。

しかし、人によっては71歳以前とほとんどできることが変わらないという形でかくしゃくと生きて、そしてある日突然寿命が来ると。これを例のPPKといってピンピンコロリということをよく理想として言うわけですが、そんな生涯現役というような人生が送れると、送るといふ。いろんなタイプの人がいらっしゃるということで、やはり私たちが課題とすべきことは、できるだけいわゆる健康寿命を短くする、あるいは健康寿命から確かに人は絶対病気にならないというわけにはいかない。一病息災を守りながら、できるだけ衰えていくいろんな機能を保ちながら、緩やかに老いていくというようなことが必要だというふうには思います。

そういう中で、今お話がありました、高齢者が元気であるためということで、神戸大学の教育学部の先生をやられた森信三先生という方いらっしゃいますが、この方が、高齢者が元気であるためには「きょういくときょうようが必要だ」ということを言われたんですが、これは普通の教育、教養ではないぞと。きょう行くところがあると。きょう用があると。このまきにおっしゃった出回ること、友達としゃべることもいいでしょう。あるいはいろんな奉仕活動をやるとか。いずれにしろ、目的意識を持ってきょう一日何をやろうかと途方にくれるのではなくて、きょう行くところがちゃんと何日か前から予定表があると、あるいはきょうは誰々さんとどこどこへ行く用があるととかという人生ができるだけ送れるということがやはり元気のまきに秘訣だということをおっしゃっておられますけれども、まきにそういうことで、できるだけそういう孤独にしないということですけども。

これの一つは、やはり今、シニアクラブという高齢者同士のそうした集まりがあって、シニアクラブの皆さんも友愛奉仕、健康というような形のもとでやっておられますので、そういう活動をやっぱり、できるだけたくさんの方にこういう活動に参加をしていただくということが必要ではないかというふうに思います。

先ほどお話がありましたように、何とかいろんな社会参加をできるように、いろいろと高齢者、特に後期高齢者なんかは必要なかもしれませんけれども、できるだけ、例えばそういう料金を安

くするとか、そういうことも必要かというふうに思っております。郡上市の中で、例えば一例を言いますと、市の総合スポーツセンターの利用においては、70歳以上の方については例えばプールとトレーニングジムの利用料金を割り引いておりまして、この片方を利用される方については410円を210円と、プールとトレーニングジム両方を利用される方については620円を310円とか。それからまた市では、特定健診なんかでは運動が必要であるという方に対してはこの総合スポーツセンターの利用を5回に限り無料で利用できるような、そうしたものも、いわゆる運動やろまいカードというような形で配付をいたしております。

また、市内の温泉施設についても、市営においては湯の平温泉、それからやまとやすらぎ館等については65歳以上、あるいは70歳以上と、こういう年齢の方については一定の定額料にしているというようなことでございます。

無制限にそういう、高齢者の中にもいろんな経済条件の方がいらっしゃいますので、なかなかすべてどんとやるというわけにはいきませんが、高齢社会においてはそうしたことも適切な範囲では必要かというふうに思っております。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。いろんな減額制度があることはわかっておるんですけども、もっとやっても多分、高齢者の健康が保てればペイはできるものだと思いますので、もっといろんな高齢者に対する減額制度というのをふやしてほしいなという気がしますし。もう1点は、免許を自分が返したら何年間は交通費が安くなるというあれがありますけれども、2年間でしたっけ。免許取り上げたら、2年間でなしに、ずっと料金安くせんと、その2年間というのは変な話で、自主返納ということですから変な話なんですけれども、あれもおかしな制度だなという気はしています。それは郡上ではどうなることでもありませんので、できましたら郡上のほうも、今市長が言われたように、八幡城は75歳以上は無料で入れるよとか、いろんなことがいろんな施設に利用していただくとありがたいなと思っています。そうすれば、博覧館でもそうなんですけれども、お年寄りの方で行ってみようかという気になっていただくと、きょう用がある、きょう行くところがあるということが出てきますので、そういったことも今後考えてほしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そん中で、次のあれですが、かつては介護というのは在宅介護が当たり前でしたが、2000年に介護制度というものができたわけですが、ここにデータあります。1980年の同居率が70%、1999年で50%をちょっと切っています。2014年、40.6%、これが今の同居率だそうです。そう思いますと、こんな中で難しいかもしれませんが、在宅介護のあり方ということも今後考える必要があるのかもしれませんが。

ちょっとここにおもしろい本がありまして、『老人に冷たい国・日本』という本の中に、新たな政策の創造ということで、パーソナルサポーター、おせっかいの復権、公的ヘルパー。公的ヘルパーというのは声を上げない人、「助けて」と言わない人に入り込む権限を持つ専門家によるサービス、これらを公的ヘルパーというそうですけれども。

例えばこういったものをつくって、地域で助け合う、相談窓口をつくる、そんなことをして困っている人を孤独にしないってことを考える必要があるのじゃないかなと思っています。その辺のところを今後、できるかどうかわかりませんが。

ただ、先日の補正予算の中の審議の中で、介護職員の不足のお話を市長が言われましたが、2025年問題というのがちょうど団塊の世代が75を迎える中で、いろんな意味で家族制度、社会共助の必要性というのは早急な対応が必要だと思っていますし、また僕はこの郡上市のように非常に長男が残っている長男の多い地域では、この介護問題というのは婚活問題にも影響しているんじゃないかなということも思っています。

そんなことも含めて、ちょっと市長のお考えを伺いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

平成12年度から介護保険制度というものが始まって、社会全体で親孝行をしようというのが当時の介護保険制度のスローガンだったと思いますけれども、高齢者の介護というものをみんなで支えていくという体制が整ったわけです。そういう整ったというか、一応そういう制度が発足したわけでありまして。

そういうことの中で、当時、介護保険制度がある前と比べると、随分やはりそういう意味では社会的なそういう仕組みが整えられてきたというふうに思っております。がしかし、一方で、いわゆる家族というものの生活様式、形態というものもどんどん変わってきて、そういう3世代同居であるとか、そういう形が非常に少なくなっているということも事実であると思います。

そういう中で、やはりできるだけ、例えばそういう郡上市においてはまだまだしかし、そういう傾向は全国一般に比べれば多いわけでありまして、そういう家族と一緒に暮らすという仕組みというものをできるだけ、これもできるようにサポートをしていくということは必要だろうと思います。

そういう意味で、3世代同居をするために必要な住宅整備等について、ただし、Uターン者だけという形ではなっていますが、社会流入を、戻ってくる人たちをふやすためという政策目的でやっておりますが、ああいうものが御指摘もあったように、単に1年以内にUターンしてきた人とかっていうことに限らず、いわゆるできるだけ家族で同居する、あるいは同居しないまでも近居をする

という、近くに住むとかっていうようなことは今後していかなければいけないと思っております。

そのほか、当然、在宅介護ということで、これから施設介護も必要でありまして、またそうした点も必要に応じて整備をしていく必要がありますけれども、在宅介護をできるだけしていくということで、いわゆる地域包括ケアシステムというものが提唱されて、切れ目のない医療と福祉、そうしたものが切れ目のない形でケアしていけるようにということで、行政的にも施策が打たれつつあるわけで、郡上市としてもそうした点をさらに充実をしていきたいというふうに思っております。

また、家族だけでなしに、日常的に地域の見守りということで、郡上市においては金融機関であるとか、いろんな宅配の業者の方であるとか、いろんな方々にやはりいろんなところを郡上市内を業務で回られることが多いわけですから、そうした方々に声もかけてもらい、あるいはちょっと異常があれば通報してもらおうというような、そういう地域見守りのシステムも今後とも充実をしていきたいというふうに思っております。

最後のほうの、婚活に影響があるのではないかというようなお話がございましたが、確かに御指摘を受けまして私どもちょっと調べてみたんですけれども、高齢者の今寝たきり介護をしておられる方、一定期間寝たきり介護をしておられる方に介護慰労金というものをお支払いをしておりますけれども、例えば平成28年の9月末現在の寝たきりの高齢者の介護者の慰労金でありますけれども、支給対象は227人でありますけれども、このうち、その主たる介護者がその介護されている人の息子さんに当たる方ですね。息子さんに当たる方が29人いらっしゃるということで、そのうちの10人は60歳以下であり、またそのうちのかなりの方は独身であるという形で、やはりこうした形で独身のかなり60歳以下の息子さんがお一人で親御さんなりなんなりを介護しておられるという方もいらっしゃいます。

そういうことで、結婚問題ということを考えるとき、確かにもう結婚するやいなや、目の前にその結婚する相手の方の親御さんなりなんりのそういう介護が待っているということは、結婚ということを考えるときには確かにある意味では困難な問題というものが現実としてあるわけですから、そういう意味でその結婚という問題にも親の介護というようなものは一つのやはり大きな課題であるということは御指摘のとおりだというふうに思います。

しかし、結婚はそれだけではありませんので、そういったところをどう乗り越えて2人で結婚するという方もいらっしゃると思いますし。しかし、いずれにしろ、高齢者自身を孤独にさせないということと、また介護をする人も社会から孤立をさせないと。この両面の施策は今後ともまだ不十分な点もあろうかと思っておりますので、やはり充実をさせていく必要があるというふうに思っています。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。本当にそうなんです。僕は孤独っていうこと

にならないようにするということと、やっぱり地域でいろいろな公民館施設もあるし、いろんなことあります。それぞれの地域の中で、そういう介護をどうしていくかということ、問題を話し合っ
ていかんと、今後、いろんな問題にかかってくると思いますので、ぜひとも地域力がここで試され
ると思っていますので、地域力というのを上げていく、そんな政策も考えていただきたいと思います。
す。

それでは、時間もありませんので、次の問題に行きます。

小中学生の一次産業体験学習、これなんです、私の通っていましたが相生小学校でも、もともと
は田んぼで米をつくって、冬になると餅をつくってお年寄りに配ったっていう、僕がPTAやって
いるころにはそんなこともあったんですが。

現在の状況を教えていただきたいと思います。やっぱり将来の郡上市を考えたときに、農業、
林業、畜産業、川も含めてですが、一次産業にかかわる必要性があると思いますが、教育長のお考
えを伺いたしたいと思います。

『地方創生まちづくり大辞典』、この本の中にあつた資料を、一部分ですけれどもコピーしてお
送りいたしておりますので、この資料に基づいてでもよろしいですが、教育長の御所見を伺いた
したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市の教育委員会は、学校教育や社会教育課では、郡上市について知り、郡上市の将来につ
いて考えるという郡上学を推進してきておるところですが、御質問の子どもたちが第一次産業につ
いて体験的に学ぶ機会については、郡上学として幼稚園、小中学校で地域の特性や、それから地域の
人材を生かして、自然体験学習や農業体験学習等が学校の規模や環境の実態に応じて工夫、または
実施されております。

農業や、それから林業、漁業などの一次産業にかかわる学習については、小学校においては1、
2年生の生活科や、それから3、4年生の理科で花を育てて観察するとか、野菜をつくったりする
体験的な学習、また5年生では社会科の事業で一次産業、農業、林業、漁業等の産業の様子や人々
の暮らしとの関連、それから産業に従事する人たちの工夫や努力について学んでおります。

また、これらの教科等と関連させて、学校によっては総合的な学習の時間で稲作や林業体験を
実施しています。現在、稲作を小学校では10校、それから畑作を小学校が9校、中学校が1校、それ
から林業体験は小学校で9校、中学校で2校、それぞれ実施しているところです。

それらの講師については、近隣の住民の方や、それから児童、それから祖父母等の協力を得たり、
JAの関係の方等に依頼して、農業等に従事している豊富な経験から、栽培技術や、それから害獣

等の被害等の苦労話や、自然保護や子どもたちに期待することなどのお話もあわせてしていただいております。

子どもたちにとってこのような体験や、また講師の方のお話は、一次産業についてその苦労や今後の課題を知るとともに、自然相手に働くことに興味、あこがれを感じ、将来の郡上の第一次産業を支える人材にもつながる可能性を持っていると考えております。

また、社会教育においては、地域で自治体や公民館等が農業や漁業にかかわるイベント等を開催していただいております。例えば八幡町川合地区の農業体験イベント、また石徹白地区においてはトウモロコシの収穫祭、小那比においてはお茶摘みの体験、また各公民館によっては魚釣りの体験等をそれぞれの地域住民が主体となって企画運営する体験イベントを行っていただいております。これらには市外からも訪れる方もあって、その魅力と同時に、住民や市民にとって大変有意義なイベント、また取り組みになっていると考えています。

こうしたイベントを通して、地域の方、市民の方が自分の地域や、それから郡上の魅力や財産について再確認したり、それから一次産業について体験的に学んだことを現在、または今後のライフワークに生かしたり、環境保全に生かされることを期待しているところでございます。

以上でございます。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 郡上の状態大体わかりましたが、教育長にお渡しした資料の中で、僕が興味を持ったのは、全市内の小学校に農業科を導入した福島県の喜多方市、学校ファーム事業を全県で展開する埼玉県という事例が、代表例があります。

市の教育委員会の学校教育課のほうでやっている喜多方市ですし、埼玉県のほうでは県の農林部や県教育委員会がJAと協力して取り組んでいるようであります。その学校、それぞれの学校が年間18種類もの野菜を栽培し、収穫した野菜で郷土料理をつくるというテーマに臨んでいる中学校もあるようであります。

また、この近くでは長野県の須坂市、ここでは農業小学校という授業をやってみえまして、事業は年に18回、予算は1人3,000円やったかな。農業を中心に地元の伝統行事やそばづくりに挑戦したりしているようですし。岐阜県の中津川市には椈の湖らしいですね。椈の湖農小の授業が年に9回行われています。授業料が年3,000円。ところが、ここの中津川だけは行政でなしに、民間の方が指導でやってみえます。これは中津川のフォークジャンボリーを企画したメンバーの方たちが立ち上げられた授業だそうでした、中津川のこの椈の湖農小の授業には名古屋からの参加者が非常に多いということですので、やっぱりこういう土に触れるといったことを大事にしてみえんと思えます。

もう一つおもしろい地方創生のまちづくりの大辞典の中で一番ちょっと興味を持ったのは、目立つ農業ガールズの台頭、魅力ある職業としての農業を選ぶということで、若い女性が農業に取り組もうとしている姿が山形県村山市ですね。山形ガールズ農場って書いてあります。こんな例も、この地方創生まちづくり大辞典の中にありました。こういったことが郡上で行われるといいなと思ってこの資料を、一遍視察にも行ってみたいなと思っておりますけれども、ちょっと山形県は遠いのかなと思ってますが。

郡上学も、3月27日の7時から郡上学の総合講座が行われますが、その中でもやっぱり農林業と郡上市がどうかかわっていくかということが必要だと思いますので、そういった郡上学になってほしいなという気がしますので、教育長、御意見あったら伺いたいんですが、どうですか。

○議長（渡辺友三君） 教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 貴重な資料をいただいたことに感謝申し上げます。私も読ませていただいて、それぞれの地域において、例えば総合的な学習とか、教科とか、特別活動をつなぐ真ん中軸となる活動がそれぞれ位置づいているということで、ある市においてはそれを一次産業、農業でやってみえるところや漁業でやってみえる。地域の特色を生かしたことをやっている。

郡上については、それぞれの地区によって産業等や文化等が若干違ってきておるので、真ん中を貫くものとしては郡上学ということで、具体的には今おっしゃっていただいた地域によっては生産しているハムを中心にしたりとか、先ほど中学校の職場体験でも申し上げましたが、そういう活動を中心に子どもたちの育成に努力していただいているということでございますし、先ほど森藤議員からの中学校の勤労体験の質問もありましたが、事業所を案内したところ、一次産業でぜひ来てほしいというところの今年度の実績は175件中の4件のみということで、なかなか3日間等を子どもたちを世話をさせていただくというよりも、兼業でほかの仕事と兼ねてみえるというところがあります。そういう中でも、小学校等へ出向いて農業やその他林業について教えていただいていることには本当に感謝しておるところでございます。

（14番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。ぜひとも郡上学のほうで取り上げていただけたらと思っています。

先ほどお渡しした資料の中で目立つ農業ガールズの台頭という中に、一言だけおもしろい言葉が書いてあって、「彼女らの作業服は明るい色のチェックのシャツとカラフルなつなぎ、オレンジ色の長靴が定番。どうせ汚れるから何でもいいんじゃないではだめだ」というこの会社の社長さんの言葉があるんですね。これがこれからのやっぱり第一次産業、農業とか、一次産業にとっては非常に大切なことで、どうせ汚れるから何でもいいんじゃないというんじゃないしに、やっぱりカラフルな服

装というか、そういったところから入っていける。これはさすが女性の目線だなと思って聞いていました。そういったことも含めて、取り組んでいただけたらと思っていますが。

そういうことが今後の郡上市の地域資源の掘り起こしになってくるような気がしております。そういう小さいころに、幼年時の経験が、例えば郡上に新しい農作物をつくったり、新しい山林とか川の活用方法を考えつくんじゃないかなと。我々のような、もう高齢者じゃなしに、若い人たちが、若いころに経験したことでこういうこともできるんじゃないかな。ラフティングもそうなんですけれども、やっぱりそういったことが今後、郡上市にとっては非常に必要なことになるんじゃないかなと思っていますので、ぜひともこの小中学生の一次産業への体験学習というものにもっと取り組んでいただきたいと思っていますが。

一つ、これ市長に質問したいんですが、市長、所信表明で「観光立市を目指す」という言葉を言われました。ところが、僕はこの観光立市という言葉はそれはそれでいいと思うんですが、先ほど言ったように、物神崇拜主義であっては本当の観光立市になれないんじゃないかなという気がします。お金もうけはもちろん、お金がなかったら食べていけませんので、お金もうけが目的の観光立市にはなると思うんですけれども。

郡上市の魅力というのは、先ほどの質問にもありました。G J 8 マンの話ではありませんが、郡上市の魅力というのは人それぞれ持ってみえます。その郡上に見えるそれぞれの人たちにこの郡上市を第二のふるさとだと思ってもらえるような、そんな観光立市を目指してほしいと思うんですが。市長のことと言われた所信表明での観光立市の意味と、今私が言うような意味での物神崇拜の主義でない観光立市、市長のお考えはどこにあるのか、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私が観光立市という言葉を上申したのは、もちろん、経済的な面を度外視してということではありません。やはり我々は食べていく、稼ぐ力というようなものが必要ですから、そういう意味で外から活力を呼び込むとか、外へいろんな価値あるものを売り出すというようなことも含めて、観光立市ということをおっしゃるんですが、それはただ単にぼったくりであったり、売らんかなの経済第一主義のような形であれば、恐らくそういうことはやっても皆さんが、来られる方がもう二度と来るもんかという話になるわけですから、やはり今お話がありましたように、来てよかったなということを感じてもらえるような地域づくりということをみんなで目指していきましょうということではないかというふうに思います。

その際には、先ほどお話がありましたように、子どもさんたちにも第一次産業等を、小さいうちから土に親しむというようなこと、あるいはまた農業ガールズという話が出ましたけれども、もともと郡上は、例えば明宝レディースであったり、ビスタリーマームであったり、女性の元気がこの

地域をたくさん支えておってくださっておりますし、また、今、例えば郡上市の白鳥町にありますトマトの学校なんかでも第1期生で郡上の若い女性が入ってきてくれています。そういう方がやはり郡上の農業ガールということで活躍してくれると思いますし。

今、郡上市の中でも女性農業経営アドバイザーというのがあるんですけども、そういう人たちが女性の農業への参入をお互いにサポートしていこうというようなことで、郡上の農業女子会というようなものをつくっていろいろ情報交換をしたり、お互いに、じゃ、助け合うというようなこともできるんじゃないかというようなことで動きが始まっていますので、そうした動きを行政としてもしっかり支えていきたいというふうに思います。

(14番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） ありがとうございます。以前にも話したことあるかと思いますが、男性と女性の違いは何かといたら、色だということにして、先ほどの農業ガールズの、汚れるからどんな服装でもいいんじゃないかというのはやっぱりだめで、ちゃんとした服装でしっかりやっていくということは、やっぱりこの女性の目線というのが今後、農業、林業、一次産業に必要なんじゃないかなと。

やっぱり僕も林業のとき、山へ行くときも、本当に汚れてもいい、どんな格好でも行くんですけども、おしゃれして山へ行けるような、そんな林業も考えていかなきゃならないかなと思っています。

そんなことも含めて、観光立市。郡上が先ほどのさくらさんが魅力を感じれるような郡上市になっていただきたいと思いますが。

いつも僕思うんです。「水とおどりと心のふるさと」、昔、これ郡上八幡のキャッチフレーズなんです。水というのは、命のことをあらわすんですね。おどりというのは文化をあらわす。やっぱり心のふるさと。「水とおどりと心のふるさと」、この言葉が私は本当に好きでして、そういった郡上市であってほしいな、そう思っておりますので、そういった観光立市をぜひとも目指して進んでいただきたいと思います。

とりとめもない質問をしてまいりましたけれども、みんなで力を合わせて、介護もそうです。やっぱり協働でみんなで力を合わせてやらなきゃできないことがいっぱいありますので、行政だけできず、協働社会をつくって、そういったことに取り組んでいけるように、これからも、私も頑張りますし、みんなで頑張っていけたらと思っています。ぜひともよろしくお願いします。

それでは、質問終わります。。

○議長（渡辺友三君） 以上で、武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 清 水 正 照 君

○議長（渡辺友三君） 引き続きまして、12番 清水正照君の質問を許可いたします。

12番 清水正照君。

○12番（清水正照君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

項目としましては2項目にわたって質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、「観光立市郡上」を目指した取り組みについてであります。

市長は、広報郡上1月号、新年の挨拶の中で、「郡上」を磨き、郡上の「光」を内外に「観そう」をテーマに、「今年は、「白山開山1300年」の記念すべき年であり、郡上市には「郡上おどり」や「白鳥おどり」、美味しい「食」、清流長良川や和良川、古い町並み、世界に通用する伝統工芸品や工業製品など、「宝もの」＝「光」がいっぱいあります。「観光」とは、もともと国の光を観ず（又は観る）ということ。「郡上」を磨き、郡上の「光」を内外に「観」す。そんな「観光立市郡上」の取り組みを、改めて市民の総力を挙げて本格的に推進しましょう！」と、挨拶の中で市民の皆さんに呼びかけられました。

これは29年度の施政方針においても同様のことを述べられておりますが、「観光立市郡上」を目指した取り組みをどのように進められていくのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 清水正照君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、ことしのお正月の市民の皆さんへの広報郡上を通じての御挨拶あるいはテレビを通じての御挨拶でも、みんなの力で観光立市を目指しましょうと、こういうことを申しました。

ここで、「観光立市」というスローガンですが、施政方針の中にもそのことを説明をさせていただいたつもりではありますけれども、例えば人によって観光立市というのは、それじゃ、農林業はどうでもいいのかとか、あるいは福祉はどうでもいいのかというようなふうにとられないようにという意味で、広い意味で本来の観光立市ということを目指しましょうということを申し上げました。

よく観光学などの本には、それこそ第1ページか最初のところに書いてある言葉なんですけれども、「観光」という言葉は中国の『易経』という本の中に「国の光を観る、もって王に賓たるに利し」という言葉があるんですが、国の光を観る、もって王様の王ですが、王に賓というのは賓客の賓という字なんですけれども、この意味は、もともと大變有徳の王がある国を立派におさめていると。風俗、その他いろんなことも含めてもそこに光が感じられると。このような王のもとに賓客、ブレインとなって国事に仕えるのがよろしいと、こういう意味であります。

そういうことで、要は、国の光を観るといのは、あらゆる面にわたってよく納められている、

みんなそこに住んでいる人たちが幸せを感じ、社会への秩序もよく守られている、安全なそういうところであり、もちろん活気もあるというような、そういう光を観る、あるいはそういう光を観しているところに、もって王に賓たるに利しという、そこにとどまって、いわば国事に仕えるのが非常にいいというような意味だということでございます。

そういう意味でありますので、みんなで郡上の光を観ていきましょうよということは、それこそ福祉の充実であったり、基盤の整備であったり、あるいは安全という問題、そういうことも含め、そして産業でいえば農林業であれ、製造業であれ、サービス業であれ、そういうものをキラリと光る地域づくりをすることによって、住んでいる人も幸せだし、そしてそんないいところへは遠くからも人は来てくれるという、そういう地域づくりを改めてみんなでしましょうと、そういう意味合いでございます。

そういうことで、先ほどの武藤議員の御質問にもございました観光立市というのが、単に銭をもうければいいんだという意味の物神崇拜といえますか、そういうものに陥るのでなくて、心の底から住んでいる人も幸せ、来る人もそれを見て幸せというような地域づくりをみんなで進めたいということでもあります。

先ほどの御質問にお示ししてもよかったんですが、そういう意味で、私、これも昼休みに書いたんですが、感幸立市というのは、住んでいる人も幸せを感じられると。外から来た人も幸せを感じられるということで、この精神は基本的には、これもよく私、皆さんに申し上げておりますけれども、論語の中にある「近き者説び、遠き者来る」と。住んでいる者も幸せ、そしてそういうところへこそ遠くから皆さんが来てくれると、この精神だろうというふうに思います。

そういうことで、精神、基本的な考え方は「観光立市」という言葉に今私たちが課題としておる地方創生とか、そういったことも全てを含めて一つの旗印としてシンプルに観光立市ということで進みましょうと、こういうことでお示しをさせていただいたわけであります。

そういうことで、どうして進めていくかということについては、これはまあ、しかし、今さらではないかと。郡上市なんでもともと観光政策ということをやってたんじゃないかとかっていうことに御指摘も受けると思いますが、ここで改めてみんなで総力を挙げてそういう観光立市を目指していこうということだろうというふうに思います。

よく言われることで、よそへ行って、駅前タクシーに乗ってどこかいいところ連れていってくれと、こう言いますと、タクシーの運転手さんの中には、それこそお国自慢であそこ、ここと案内してくれる人もいますけれども、中には、お客さん、ここは何にもないですよというようなことを言われることもあるということで、そういう市民の皆さん自身がもうそういう評価でおるなというところにはやっぱり外から来た人にも魅力がないということだろうというふうに思います。

そういう意味で、やはりいかに市民ぐるみでこうしたことに取り組む必要があるということでは

ないかというふうに思います。

そういうことで、私どもとしては、新年度から改めてもう一遍郡上市としても観光立市ということを考えてやっていこうということで、いろいろ、今回、新年度予算でも観光に関することはもちろん、従来の意味からのあれでも観光、狭い意味での観光という意味でも民間の観光施設の改修等に対する補助であったり、二次交通の新たな提案であったりとか、さまざまなこと、あるいは観光に携わる人材育成のための取っかかりになるような取り組みというようなことも進めていこうというふうに思っておりますが、まずは前々から言われております郡上市の行政体制として観光というものに総合的に取り組む体制が弱いのではないかということ従来から言われておりましたけれども、これにつきましては市長公室の中に観光立市推進本部担当の部長級の職員を置いて観光立市推進本部というものを立ち上げ、副市長を本部長にして、そうした推進体制を関係課長等をメンバーに整えていきたいと、そのようなことを考えているところでございます。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。市長、施政方針において観光振興は地域づくりそのものであるというようなことを述べられておりますし、今ほど答弁いただいたことはまさに観光分野ばかりでなく、全体にかかわることであるということだろうと思いますが、そういった形の総合政策的な視点をもとにして、「観光立市郡上」を旗印に掲げて、今こそ真剣にみんなで推進しましょうということを述べられておりますけれども、行政、また今ほどお話ありました市民挙げでの取り組みがまさに必要だと。今までにもいろいろやってくる中でも、こういったことがより一段と必要であり、実効性のある取り組みとして実施していくために、今ほどお話ありましたように、分野を横断しての重点プロジェクトを推進するためのチームをつくったということで、観光立市推進本部を設置して、協力的に進めていくということでもありますけれども、そういった庁内につくる新しい体制に対して、今後のことを踏まえながら、どのようなことを求められていくのか。

今ほどのお話ですと、観光分野だけではなくて、やはり市内のいろんな分野にわたってのことも含められておるようですが、どんなことを設置される本部に求められるのか。また、先ほどお話ししました市民に対しても何を求め、市民の力をどのように生かされていこうとされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この点については、これから新年度にかけて本格的に活動を始めていきたいと思いますが、今とりあえず考えていることは、この推進本部の課題として3つほどございました。

1つは、足場固めと言っておりますけれども、いろいろと観光に携わる人材の育成であるとか、あるいは郡上市の中でこうしたいろんな新しいビジネスに挑戦できるような体制づくりとか、あるいはやはりもう一度戦略的な、戦略を描いてそうしたものをPRをしていくというようなことも必要かというふうに思っております。

それから2つ目でありますけれども、郡上はいろんな意味でこれまでも全国的にも観光の郡上という意味では一定のブランドといいますか、そういうものもあるわけであります。郡上おどりであるとか、白鳥おどりであるとか、あるいはアユであるとか、あるいは農産品にしてもいろんな意味で、あるいは古い町並みだとか、自然とか、いろいろあるんですけれども、そういうものをもう一度しっかり郡上のそうした製品とか資源とかそういうものをしっかりブランドとして確立していく、あるいはさらに磨いていくというようなためにはどうしたらいいかというようなことですね。そうしたことをしっかりブランド化戦略といいますか、そのようなこともやっていきたいというふうに思っています。

それから3つ目でありますけれども、体制とか環境整備ということでありまして、これについてはいろんな、やはり来てみたけれどもこういうことが不便だったとか、こういう点はどうなんだという御指摘も受けることがございますけれども、やはり受入体制というものをしっかりしていかなければいかんというふうに思っています。

例えば卑近な例としては、せっかく来ていただいた方々にトイレで嫌な思いをしたとかというようなことであるとか、あるいは例えば公共交通網が非常に不便であるというようなことで不便な思いをさせたとかというようなことがいろいろありますけれども、そういうやはりこと、あるいはまちなか歩いていてもなかなか子どもさん連れの方とか高齢者にとっては歩みにくいまちだとか、いろんなことを言われることがあります。今の赤ちゃんの駅であるとか、あるいは高齢者であるとか、障害を持っておられる方に優しいまちというようなことも含めて、やはりそうした体制づくり、環境整備といったようなことをございます。

このようなことをまず行政としてももう一遍課題を洗い直し、取り組みを一遍に何もかもやるということは難しいかもしれませんが、急を要するような、緊急に取り組むべきようなことを洗い出しながら、この観光立市推進本部でそうしたことを洗い出しながら、そしてどう取り組んでいくかということを中心にコンセンサスを取りながら、そしてまた具体の施策はそれぞれの所管部、所管部ということであろうかと思っておりますけれども、そのような形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

従来、どうしても縦割りという形で、必ずしもそうした点が総合的に横の連携もとれてきちっと取り組んでいるかということ、そうでない点もございます。いつも申し上げておりますように、教育委員会が所管しているスポーツツーリズムであったり、あるいは農林水産部が所管しているグリー

ンツーリズムであったり、あるいは商工観光部でやっている従来の観光という意味があったり、あるいは市長公室で取り組んでいるいろんな定住、移住であるとか、そういうもろもろの施策をやはりここで先ほど申し上げたような意味での観光立市ということに絡めながら、よく議論をし、必要な施策を力強く推進していきたいというふうに思っています。

そして、まだ今回の当初予算では十分にその辺のところを組み替えていない点があるかと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、このことは市民挙げて取り組んでいく必要がありますので、またそうした体制もいろいろ検討しながら進めてまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。今ほどお話しになりました推進本部での取り組みということで、来年度の予算にも計上されておりますけれども、長良川鉄道郡上八幡駅に観光案内所を設置して観光案内の拠点とするというような計画があります。これ、人材育成であるとか環境整備であるとかという面、また連携と申しますか、そういったことにも関係してくると思っておりますけれども、観光案内所の設置目的と業務内容、またその観光連盟の、ことしもありましたけれども、専任職員ですね。専任職員の業務内容と申しますか、そういったこととあわせて、観光案内所と観光連盟の専任職員との連携と申しますか、お互いがやはり密なる連携をとりながら、郡上市の観光について八幡に案内所があり、またこの郡上地域広いですから、いろんなところでの連携は必要だと思いますが、観光案内所と観光連盟の専任職員との連携も十分必要だと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをしたいと思います。

今御指摘の長良川鉄道郡上八幡駅については、今まさに工事中でございます。若干4月に繰り越すという形ではありますけれども、これはかつての国鉄越美南線が八幡まで、昭和4年の12月というふうに聞いておりますけれども、開通をした。そのころの駅舎がそのままいろいろと改修をされたり、改修と申しますか、姿形を変えたりしてきておりますけれども、その駅舎を昭和4年に郡上八幡駅まで開業したころの姿にできるだけ復元をします。このことは平成27年に国の有形登録文化財にこの郡上八幡駅が指定されたことも相まって、今、そのような形で、できるだけ当時の姿を復元するようにと。しかしながら、また、一方では今回のこの郡上八幡駅の改修というものはどうしても八幡のまちの構造からいって、鉄道駅である郡上八幡駅のある場所というのは、郡上八幡の非常に、今一般に観光という形でにぎわっている市街地からすると離れておりますので、今、恐らくいろんなところから来られて、長鉄の郡上八幡駅おられたときに、あの音に聞く郡上八幡がこ

こ？ という感じで一瞬戸惑われる方もあるかと思いますが。そういう形でありますけれども、できるだけ、しかし、観光郡上市あるいは郡上八幡というところの玄関口としてにぎわいを取り戻したいというような思いでございます。

あの場所は、単に鉄道の駅ということだけでなしに、ある意味ではよそから来られた方が郡上八幡駅というようなものをカーナビにセットして、まず来られる一つのランドマークといいますか、目安にもなるところであります。そういう意味で、今回、駐車場スペースも無料駐車場スペースを四十数台とめられるような形にしますので、そういう意味で鉄道の駅であると同時に、道の駅でもあるということであり、そしてまた郡上の日常交通のバスの交通の結節点、これは八幡でいえば城下町プラザと並んでバスの路線が幾つかそこを離発着するというようなところでありますので、そういうところを一つの拠点として整備をするというものであります。

したがって、交通の利用をされる方、あるいはとりあえず郡上市へ来たという方の目印になるところ、あるいはさらに言えばいろんな軽食をとっていただくとか、コーヒーを飲んでいただくとか、あるいは場合によたらいろんなお土産物、物産、そういうものも売れるというような複合的な機能を持ったところとしてこれを運営していきたいということでございます。

それで運営をすることについては、今回の議案で、今回、この八幡の観光案内所については公の設置、施設の設置条例という条例と、それからその公の施設を指定管理者として管理してもらうための郡上八幡産業振興公社、こちらのほうは産業振興公社のほうでございますが、こちらのほうへ指定管理者として管理していってもらおうという議案を出させていただいております。

その狙いは、先ほど観光協会とか観光連盟の話も出ましたが、八幡においては今、産業振興公社が旧庁舎記念館であったり、八幡城であったり、あるいは博覧館であったり、こうした観光施設を活用、利用、指定管理者として利用しておりますし、それから観光協会との関係でいえば、まさに旧庁舎記念館の中に八幡観光協会と産業振興公社の事務局は同居をしております、極めて密接に日常的な連携をしながらやっておりますので、その点においても心配はないというふうに思っているところでございます。

なお、観光連盟の話が出ましたけれども、観光連盟、郡上市においては旧町村単位で7つの単体としての観光協会とそれの連合体としての連盟という形のものでございます。これについてもいろいろ組織論的にはこの前の議会でもいろいろ議題になりましたけれども、今後考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、行く行くはやはり観光連盟、郡上市一本の観光連盟という今のいわば連合体のようなものをできるだけ強化をしていく。単位協会についてどうするかということはこれは関係者の皆様方のまたコンセンサスを得なければいけないと思っておりますけれども、そういうものの中で将来的には1本の観光連盟としての団体もでき得れば法人化をしていくというようなこともいろいろ検討されているわけでございまして、そういうものの中に、この観光連盟の専

任の職員、これまではずっと観光課の職員が兼任をしておりましたが、人事異動等で変わっていくとなかなか長期間にわたって担任するということは難しいので、28年度から専任職員を置くという予算措置をしておりますけれども、この観光連盟の職員というものをやはり観光連盟の中軸になるような職員として今後養成をしていく、育成をしていくという方向の中で十分力を発揮していったらというふうなことを考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。先ほどの推進本部での今後取り組んでいくことの中に、人材育成といいますか、そういったことが掲げられております。やはりこういった観光の窓口というか、玄関口であります八幡駅の観光案内所であるとか、その観光連盟の専任職員であるとか、やはりそういった人材をしっかりとした将来を見据えた人材育成をやっていただきたいなということを思いますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次に、仮称ではありますが、産業振興支援センターの開設に向けてということで質問をいたしたいと思えます。

現在、郡上市が主導して産業振興拠点施設の建設計画が進められております。計画では、4階建ての建物で、その中には商工会、商工観光部、観光連盟、ケーブルテレビ、シルバー人材センター、交流・移住推進協議会、マリアージュ郡上入居が予定をされております。郡上市の産業の総合的な支援を目指して産業振興支援センターの開設が計画をされております。このセンターの開設の意義といいますか、そういった目的についてまずお伺いをいたしたいと思えます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 今回のソフトの仕組みとしての産業振興支援センターについての御質問でございますけれども、今お話がございましたように、まず1つはハード面では、今御指摘いただいたような郡上市の行政、それから産業経済界、その他交流とか結婚とか、そうした形でのいわばマンパワーを扱う、そうした関係団体が、いわば1つの建物に入って総合力を発揮すると。こういう環境が物理的にも整うということもございます。

そういう中で、産業振興支援センターというものを立ち上げていこうというものでありますが、これは随分前から商工ビジョンとか、そういうようなものの中に、現在の郡上市の産業を振興していくためには、商工会という大きな存在がありますけれども、それだけではなしに、さらに行政もその他の関係団体も入った中間組織的な何らかの支援センターが要るのではないかとというのは長い間議論をされてきておりました。そういうことで、今回、そうしたものをみんなの組織、関連組織一丸となって立ち上げていこうというふうにしておるところでございます。

それからもう一つ、こういうものの必要性を感じますのは、商工会組織というのがやはり一定の人的なマンパワーを持って、随分、郡上市の商工業の皆さんのためにやっておっていただくわけがありますけれども、商工会の例えば経営指導員の方々の定数であるとか、そういったものは全県的な商工会連合会の中の人事で動かれたり、定数が決まってきたりということで、なかなか郡上市独自のそうした企業に対する支援活動をやろうと思っても、どうしてもそういった全体的な環境の中で制約もあるというふうな話もございました。そういうことで、今回、市も入り、そしてまた他の経済団体、産業団体も入って、こういう産業振興支援センターというものをつくっていかうということになったわけでございます。

まさにハードの入れ物以上に、極論をすればこの産業振興支援センターというもののソフトの組織の果たすべき使命、あるいはそれが現実に果たせるかどうかというようなあたりは大変大切なことでございます。そういうことで、私は端的に言えば、この産業振興支援センターは郡上の中でいろんなビジネスに取り組んでいる人たちが困り事であったり、相談したいこと、そうしたことを病院に例えていえば、総合外来のようなことで、まず皆さんの御相談を受けとめましょうという形で相談をし、それを例えば商工会の経営指導員の皆さんに引き継ぐとか、あるいは一緒になってそこで相談に乗るとか、あるいは観光のほうの方面に相談をかけるとか、そういういわば一種の総合病院でいけば総合外来のような形で、まず一旦受けとめる、そういう機能が非常に大切だろうというふうに思います。

よく言葉を変えて言うと、ホテルのコンシェルジュとか、とにかくお客さんの需要を聞いて、それを適格に案内をするとか、必要な、もちろん自分で処理できることは提供するとか、そういう機能を持ったものをやはりつくる必要があるというふうに思っています。

それからもう一つは、やはりそうした行政だけでなく、あるいは商工会だけでなくというような形で、いろんな角度から取り組んでいる団体、組織が一緒に入居するわけですから、これもやはり郡上の産業振興策というものをみんなで知恵を絞ってつくり上げていくという場にもなればというふうに思っております。そのような形で、みんなで新年度にさらに本格的に議論をして、来年の4月以降、建物ができると同時に、そうした産業振興支援センターの活動ができればというふうに思っています。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） 時間がありませんので、次へ質問移っていきたいと思いますけれども。

私、新聞で関市のをちょっと見させていただきまして、昨年7月19日ですか、関市が主導して、産業支援拠点施設関市ビジネスサポートセンターというのが全国5番目だそうですが、開設をされております。

その開設された背景には、やはり人口減少に歯どめをかけたいという部分と市内の事業者に元気になってもらうことということに着目して、経済振興策に力を入れることで事業者の業績を向上させて、市内での雇用もふやしていただくというような形の中でこのビジネスセンターの設置に至ったというようなことが新聞には書いてありましたけれども、郡上市においても今ほどの商工観光部であるとか、商工会、観光連盟などがそれぞれこうして産業振興、経済の振興分野を担ってきたということで、今の産業振興支援センターについてはワンストップで対応していくんだというようなことで大いに期待をしておるわけですが、この振興センターの運営について、運営組織、その体制ということについてどのように考えておられるのか、まず伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御指摘のように、現在、全国的に〇〇ビズというビジネスセンターを略して言っているんだと思いますが、〇〇ビズというのが非常に一つの、これはやはり必要性があるということだと思いますが、できてきております。

今お聞きをしますと、最初は静岡県富士市ですかね。f-Bizというようなところが先鞭を切ったようですが、そういう形で関市でもSeki-Bizと言っておられるようではありますが、そういうものができました。それで、狙いは一緒だというふうに思います。私どももこうした地方創生の課題の中で考えていかなければいけないということでもありますけれども。

ただ、Seki-Bizとか、その他全国の中にもこのビジネスセンターの中に非常にスタープレイヤー的な非常に高い能力を持った人がいらっしゃって、その人がいわばコンサルティングをそのチームで引き受けて、ある程度のことをやられるというような形で業務をやっておられるというふうに聞いてはおりますが。

郡上市の場合は、先ほど申し上げましたように、この産業振興支援センターの中で全て完結するというのではなくて、まず受けとめて、そして必要であれば商工会の経営指導員の方の助けをそちらのサポートに回すとか、そういう形で、まず一時的に受けとめる。あるいはワンストップという言葉が出ましたけれども、おいでになったらそこへむしろそういう関係の人たちが、じゃ、一緒になって集まって相談を受けるとか、そういう形でやっていきたいというふうに思っています。

ですから、常勤的な意味で考えてるマネジャーについては、何もかも自分で全てやるということではなくて、いろいろつなぎであったり、必要な情報はもちろん提供したりとかってというようなマネジャー的な機能を果たしてもらえればというふうに思っております。

この産業振興支援センターの組織形態でありますけれども、これは行く行くはやはりSeki-Bizなんかかそうであるように、例えば一般社団法人であったり、そういうような形の法人格を持ったものとしてしっかりした組織にしていく必要があるかと思っておりますが、当面は今、郡上市の関

係する団体の共同設立による一種の任意団体のような形で発足をして、そして組織固めをして、そうした形に持っていければと思っています。

そういうことですから、まずは関係団体の皆さんに、やはりこの振興支援センターをどう運営していくかというようなことについては運営協議会なり、委員会のようなものをつくっていただく、あるいは実務的なワーキンググループ、企画委員会であるとか、そういったものを下部につくるとかかっていう形で運営を積み重ねながら、しっかりした形態も整えていく必要があるかというふうに思っております。

そういう中で、職員の体制等についてもいろいろ関連団体から出向してきてもらうということもあるでしょうし、必要があればその席に集まってもらうというような連携の仕方もあるでしょうし、そうしたいろいろなことを考えながら体制をつくっていきたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） 3番目の質問に対しては、今市長から答弁をいただきまして、関の場合は銀行とか商工会議所とかが支援機構をつくって、そこに業務委託をしておるというような形態でのビジネスセンターの運営がなされておるようですけれども、今ほどお聞きしますと、いろいろなところからの集まりの中で人選がされるのかなと思いますけれども、やはりここにかかわっていただくマネジャーといえますか、トップになれるコーディネーターといえますか、そういった人というのは本当に大事だと思うんですね。いろんなことの窓口であり、取りまとめをやるにしても、やはり非常に能力の高い人になっていただく必要があるというふうに思いますので、この辺は今ほどお話ししましたので、あわせて質問をしますけれども、産業振興という観点から言えば、ここには農林業の関係も含まれて、いろんな窓口での経営、いろんな相談がされるのか、商工観だけなのかということをあわせて、産業振興支援センターの業務内容、今ほどお話しも伺ったように思いますけれども、どこまでの分野を業務内容とされるのかを、人選についてとその業務内容についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） この支援センターの実務的にコアになる人をマネジャーというような位置づけをしておりますけれども、この方については本当にそういうまずビジネスに対する執権であるとか、経験であるとか、そういったことが必要だと思いますし、それから、当然コミュニケーション能力であったり、人柄であったり、いろんな総合力が必要だと思いますし、でき得ればできるだけ郡上のことをよく知っておっていただく人がいいかもしれませんが、それはしかしなかなか両立しないかもしれませんので、いずれにしろ、この人選についてもその仕方そのものから、公募をするのか、あるいは適切な方があればそうした方に狙いを定めていくのかというような問題もありま

すが、そうしたことも新年度に積極的に相談をしてまいりたいというふうに思っております。

そのほかのセンターの中には、当然、そうしたマネージャー以外にセンター長であるとか、副センター長であるとかって、そういうさらにこのセンターの運営を指揮していく人も必要でありますので、こういう人はまた非常勤とかということになるのかもしれませんが、それはまたそういうことで考えていきたいと思えます。

それから、最後に、この支援センターは農業とかなんかについてはどうなのかということですが、もちろん、農業のトマトのつくり方だとか、稲のつくり方だとかというような、営農に関することはこれはまた改良普及センターであり、農林水産部であるとか、JAであるとかということがありますが、しかし、大事な、例えば農業等を核にした六次産業化のためのビジネスを立ち上げるとか、そういうようなことについては当然のこととしてこのセンターでも御相談に乗り、お役に立つようなセンターにしていく必要があるかと思えます。

ちなみに、当然、この支援センターの中の関連団体のメンバーとしてはJAさんも入っているわけですので、そうした点は十分目配りをしていかなければいけない、配慮していかなければいけないと思っています。

(12番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 清水正照君。

○12番（清水正照君） ありがとうございます。1年間ありますので、また十分検討していただいて、本当にいいものを、また郡上市の経済の活性化に有効であるものになりますことを期待しまして、質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、清水正照君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時35分を予定いたしております。

(午後 2時21分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 2時33分)

◇ 三 島 一 貴 君

○議長（渡辺友三君） 1番 三島一貴君の質問を許可いたします。

1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

どうも花粉のアレルギーによってちょっと昨日から咳が大変出るものですから、途中で咳き込むようなこともあるかもしれませんが、どうぞ御了承お願いいたします。

それでは、質問に入りますが。

私の今回の質問は、大きく2つに分けております。

まず1つ目は、前々回からお話ししております人口減少問題解決についてのシリーズ化ということで3回目となります。前々回は、若者が安心して働ける環境づくりのための商工対策、そして今回は出会いから結婚までの支援ということでございました。今回は、結婚すれば出産、子育てということで、出産と子育て支援についてという質問をさせていただきたいと思っております。

出産イコール子どもが生まれるイコール人口がふえるということで、人口減少問題の解決の一つとなるのではないのかと考えております。

早速質問に入りますが、先にお話をさせていただきますが。

過去に本市には2つの産科がございました。今あります郡上市民病院、そして白鳥地域においては国保白鳥病院に産婦人科がありました。現在、一番課題の医師等の不足により、平成20年1月に国保白鳥病院から産科がなくなりました。

私が議員に立候補するときにみんなの前でお話しいたしました。ぜひ議員になって、国保白鳥病院に産婦人科を復活させたい、そんなような思いを強く強く思って立候補させていただきましたが、議員になりまして、このことについて1番に取りかかり、勉強をさせていただきました。

本当にこの医師不足という問題が大変課題であるということと、そしてその中で国保白鳥病院の先生方との意見交換もさせていただきまして、復活というお話は絶対に不可能だということを知りました。それでも何とかと調べていろいろ調べさせていただきましたが、いろいろお話を聞く中、白鳥病院へ復活というよしか、この郡上市において、本市において産科がなくならないようにすることが逆に必要だということをお聞きいたしました。

この本市から産科施設がなくならないように、医師、先生方の確保を初め、関連各所と連携をしっかりと行っていく必要があるのではないかとということをお聞きいたしました。

そこで、1つ目の質問に入ります。本市で唯一の産科がある郡上市民病院の妊娠、出産に対する産科方針をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 郡上市民病院事務局長 尾藤康春君。

○郡上市民病院事務局長（尾藤康春君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、郡上市民病院は、地域で信頼され、心が癒される病院を目指しますということで、そういったことを基本理念といたしまして運営をしております。当然、産婦人科につきましてもこの理念を目標に日々努力しているところでございます。

この市内唯一の産科施設であることから、市民の皆様方に安全で安心して出産してもらえ、また若い人たちの定住の促進のためにも小児科とあわせて、何としても今後も継続を図る必要があると、そういうふうに考えております。

当院でのまず分娩の件数でございますけれども、平成27年度の実績で年間297件の分娩をいたしております。平成28年度、この2月末現在で現在258件という状況でございます。

この市民病院で出産をしていただいておりますが、ここでもし妊婦健診の折、受診時に当院で対応が難しいといえますか、若干高度な医療が必要ですよというようなことが判断された場合には、早急に高度医療の可能な施設、例えば県の総合医療センターであるとか、岐阜大学の大学病院のほうへ紹介をしていただいております。母子の安全を第一に考えて運営をいたしております。

平成28年の4月からことしの、きょう現在まで、特に市民病院へかかって、また県病院であったり、大学病院のほうへ紹介した件数は11件ございます。11件の方にそちらのほうへ紹介をさせていただきましたけれども、そのうちの7人の方はそちらの病院で出産をされました。また、ほかの5人の方は当院でまた戻ってみえて出産をされた。済みません。6件と5件ですね。ということで出産をしております。

一般的には常勤の産婦人科がおみえになるところというのは、年間1名当たり大体100件の分娩が目安というふうに言われております。それで、当院には常勤の産婦人科医がお2人おみえになりますので、年間、ほぼ目安としては200分娩というようなことを産婦人科の医師の中ではそういうふうに言われておりますが、当院ではそうした数のことでお断りしたりすることは一切ございませんので、当然、その2名にプラス岐阜大学のほうから支援体制がしっかり整っていただいておりますので、そうした問題は起きておりません。

それで、この2名の常勤医の方とは別に、岐阜大学のほうからは4名の方に非常勤の医師として派遣をいただいております。その4名の非常勤の医師のうち、お2人の先生は週に2回外来のほうも診察をしていただいております。そういう状況で、常勤の先生の負担軽減を図るとともに、岐阜大学からのバックアップ体制がしっかりできておるといって状況でございます。

そのほかに産婦人科のほうは助産師でございますが、助産師は常勤の助産師が10名、それから非常勤が3名ということで、通常の診療以外にも妊婦相談であったり、授乳に関する相談、そうしたことを夜間も常に対応しておるといって状況で運営をさせていただいております。

また、助産師については、市民病院でお産をされた方、乳児のお宅へも家庭訪問に行き、乳児の体重測定、発育チェック、授乳などの保育についての相談、そうしたことを常に対応しながら、子育ての支援を行っておるといってございます。

また、夜間、それから休日につきましても、分娩に備えまして当直といえますか、1名の産婦人科医が待機をしております。それとは別に、万が一異常があったり、そうしたことが必要な場合は、

バックアップの待機の医師ももう1名おります。2名体制が常にとれるような形で常にお産に備えておるといことで、24時間、365日、安全に出産できる施設として万全を期しておるとい状況でございます。

この常勤の産婦人科の医師2名につきましては、大体1カ月当たり、自宅待機という、宅直というんですが、自宅待機がお2人合わせて1カ月当たり10回ございます。それから、あと非常勤の先生が待機をされる場合はバックアップに入りますが、そのバックアップへの待機がお2人合わせて約20回あります。ですから、毎日どちらかの先生がバックアップをしたり、自宅待機をしたりというように、常に毎日多忙をきわめておるとい状況でございます。

それから、特に市民病院のほうで力を入れていることとしまして、ユニセフと、それから世界保健機関であるWHOのほうから、平成21年8月に赤ちゃんにやさしい病院、これは略してBFHというんですけれども、Baby Friendly Hospitalといいますけれども、こうしたBFHに認定を受けております。これは母乳育児を推進をするといことで、母乳育児は県内の認定病院の中では当院以外に2つの病院が認定を受けておりますが、母乳育児については、母子のきずなが強くなる。それから、虐待防止や母親の免疫によって子どもの健康が増進される効果があるといふうに言われておりますので、特に当院におきましても母乳育児を支援することが本質といふうに考えておまして、こうしたことに積極的に取り組んでおると、そういう状況でございます。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。先生方には肉体的、精神的にも本当に大変なお仕事でございますし、また、妊婦さんにおかれましても、やはりよりよいサービスを受けていただけるようなサービスを今後も続けていっていただきたいなということをまずお願いをしたいと思っております。

さて、私には4人の子どもがおります。2番目の息子をちょうど白鳥病院で産まさせていただきました。3番目の娘と4番目の息子はもう白鳥病院には産科がなくなっていた時期でございましたので、今の郡上市民病院で産まさせていただきました。

私の経験も踏まえ、そして最近出産をされた方からいろいろな御意見を聞いてまいりました。本当に意見をお聞きしますと、いろんな意見がたくさん出てまいりました。本当にたくさんあります。全てを公表することはできませんので、一番やはり多かったことをちょっと数点御紹介をさせていただきますと思います。

本当に一番大きかった御意見といたしましては、入院の付き添いのベッドが小さい。私4人とも立会い出産をしました。そのうち3人は、夜中やら朝方にやはり出産となるんですね。そうすると、

前の日から、それかその前の日から結構一緒に付き添いでとまることがございます。本当に市民病院に置いてある付き添いのベッドというのはちょっとした簡単な椅子が横になれる程度ということで、朝起きると体が大変痛いというか、本当に1人がすぼんとおさまるだけのものでもございました。そういった形で、ほかの方からも意見を聞きますと、やはり付き添いのベッドが小さいなということとは一番言っておりました。出産後も、やはり自分の赤ちゃん見たいがために何日か一緒に付き添いをしたりとかってということもございまして、かなりの利用があると思いますが、そういったことの御意見が一つと。

もう一つは、妊婦さんから、まだ出産前なんですけど、出産が近づきますと健診を結構長い時間受ける形であるみたいなんです。ちょっと病室に入っているんな機械をつけて15分、20分とか、健診時間があるんですけど。例えば2人目、3人目のお子さんを出産のときに、自分の1人目を連れていったときに、その子をどうしたらいいのかすごく迷われるそうなんです。市民病院へ行きますと、子どもが遊べるスペースはあるんですけど、そこで一人で遊んでおれる子ならいいんですけど、まだ親から手が離れられない子というのは、一緒に健診の部屋にも入ることもできず、お母さん方は困ってみえると。

よくよく聞きますと、市民病院の看護師さんたちが一緒にその間面倒見ていただけということも聞いておりますけど、お母さん方に聞きますと、ちょっと嫌らしいと。なかなか連れて行きづらくて困っておるんだという声もございました。そういったことを考えますと、託児サービスというものも一つ検討に入るのではないのかなということを思いました。まず、ちょっとこのような御意見を御紹介させていただきまして、また後につながりますので、次の話をさせていただきたいと思えます。

先ほど御説明の中に今年度の出産数のデータがございましたが、ちょっと私もまとめてきました。この一般質問する前に、市民病院へお伺いしましていろいろとヒアリングをさせていただきました。市民病院さんのほうの情報でいきますと、平成28年はまだ途中年度でしたので平成27年度、ここの列でお話をさせていただきますが、分娩数としては297、里帰り出産というものがあるんですけど。その里帰り出産というのは、郡上市に生まれた方でお嫁に行かれた、例えば岐阜市へ行かれたとか、県外へ行かれた人たちが、我が実家へ帰ってきて産まれるという方ですね。里帰り出産という形が121人みえるそうでした。平成27年は。

単純にこの数字を引けば、176の方が市内の方の出産。ここの郡上に住まれている方が出産数ということがわかるんですけど。そして、平成27年、出生数を市民課のほうへ行って聞いてまいりました。そしたら272人、郡上市に登録されている出生数は272人。

先ほどの市民病院さんの情報の176人、市内の方の出産が176人ですから、それを単純に引けば、今度、逆に市外で出産をされた方が96人郡上市内にみえるのではないのかということの数字をこれ

はちょっとあらわしている表なんです。

先ほどの里帰りの逆パターンで、郡上にお嫁に来られている方たちが実家へ帰って出産される。いわゆるさっきの里帰り出産の逆パターンですね。そういう方も見えるものですから、そういった数字じゃないのかなというふうでちょっとデータ分析をさせていただいたんですが。

このことで一番懸念することは、例えばこの96の方が全て里帰り出産だったらいいんですが、例えば近隣のほかの産科施設がいいからそっちへ行かれる。そのデータはとることはできませんので確かな情報ではありませんが、たまにちょっと耳にすることがあるものですから、ちょっと懸念することではないのかなと思っております。

そして、事前のヒアリングに市民病院のほうへ伺っているいろいろとお聞きいたしました。アンケートをとっておりましたので、ちょっと資料をもらいました。このアンケートは、目的としては1カ月健診までの支援内容が適切だったか、回答は253名中130名の回答をいただいたそうです。回収率としては51.4%という数字だったんですが。主な質問内容にしては、説明についてどうだった、説明のわかりやすさはどうだった、役立ち度はどうだったということで、ちょっとここのピンクにしました。ここは「役に立った」という欄です。いわゆるアンケート理由、「よかった」という欄ですね。これがほぼ皆さん「よかった」と答えてみえます。ということは、本当に市民病院でのサービスというのは、本当に皆さん、妊婦さんにとっては大変よかったということの結果が出ております。それで「大変よい」が多い結果と出ております。

この結果を見ていただいて、本当に素晴らしいということですので、サービスとしてはしっかりされているということに自信を持っていただければと思いますが。これに満足をしていただいて、まだまだこれからのサービス向上は必要だと思いますので、そういった形でやっていっていただきたいと思っております。これは1カ月健診、出産してから1カ月健診までの間ですので、できればこういったアンケートを今度は入院から出産までどうだったのかというようなアンケートもとっていただいて、先ほど言いました、例えば付き添いのベッドが小さいとか、託児サービスが欲しいとか、そういった声をちょっとそのアンケートでしっかりとまた聞き取っていただいて、今後のサービス向上ということにも考えていただきたいと思っております。

それを踏まえて、そのあたり、現時点、もし力を入れているサービスがあれば、もしくは今後はサービス、こういった向上をどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市民病院局長 尾藤康春君。

○郡上市民病院事務局長（尾藤康春君） それでは、お答えします。

まず最初に、議員が伺われましたベッドの件とか、そういったあたりを少しお話をさせていただきます。

付き添いベッドについては、それぞれ個室になっていまして、ソファベッドがあるにはあります。ソファベッドもそれぞれ置いてありまして、普通の病棟の付き添いの方がお休みになるベッドとは違って、グレード的にはいいはずなんですけど、そうしたサイズが小さいとか、そういうお話はまた今後、そういった御意見も参考にしながら、また改良できる部分は改良していきたいと思っております。

それから、出産間近の方の健診であったり、そういった方がお連れになる子どもさんのことですが、それは先ほどもお話の中でありましたけれども、看護師や助産師が絶対見るようにしておるんです。ですから、もし、それは産婦人科に限らず、ほかの外来でもそうなんですけど、どうしてもそういった子どもさんを連れていかんと病院へ行けんような方でも、受付であったり、見かけた看護師なりにそういったことを伝えていただければ、その間はしっかりみるようにしておりますので、そういった対応でいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ただ、点滴が何時間もかかるとか、そういった方の場合はある程度やっぱり自宅のほうか、都合をつけて対応していただけたらというふうなことは思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、あと入院から出産までのアンケートにつきましても、これはやっぱりうちのほうでは特別にとっておりませんので、今まで。ですから、また機会を見て、そういったアンケートもとりながら、サービスの改善に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

あと、うちのほうがそうした施設であったり、妊婦さんに対するサービスの内容でございますけれども、健診は妊娠してから出産まで無料の健診、これは市のほうで助成をいたしておりまして、本人の負担は無料で実施する健診を出産までの間、基本的には14回あります。若干、人によって回数が変わったりすることもございますが、そうした健診とは別に、市民病院のほうでは母親学級、これはそれぞれ妊婦さんの週数に応じて集団であったり、個別の保健指導を行っております。

それから、マタニティヨガといいまして、安産であったり、健康づくり的な意味合いで、これは月に2回行っております。

それから、出産後のベビーマッサージというのを月1回、それからわんわんサークルといいまして、1歳までの赤ちゃんを持つ親子を対象にした育児のサークルを月1回。それから、新生児の訪問。これは、出産されてから1カ月ぐらいをめどに病院のほうからお母さんのお宅へ出向きまして訪問をして、いろいろ相談に乗っていると。これは希望に応じてという形でございます。

あと、退院後の育児指導、それから母乳の外来、それから分娩の入院の施設としましては産科用の個室という形で、その個室にはトイレ、シャワー、電動ベッド、それからテレビ、付き添い用のソファベッド。それからあとは、災害時にも万が一避難とか、そうしたことが生じた場合に避難用の抱っこベルトと、そうしたものも準備をいたしております。

それと、出産のお祝いとして赤ちゃんへよだれかけをプレゼントをさせていただいておると。それから食事につきましては、授乳期を考慮いたしまして高たんぱく、低脂質の産褥食を提供をいた

しておりますし、出産をされてから2日後ぐらいをめどに夕食にお祝い膳という形で鯛の尾頭つきであったり、エビの塩焼き、そういったものをどちらかを選択してもらって提供をさせていただいておるといふことでございます。

あとは入院中のお母さん方の交流のための昼食をとりながらのサロンを開催したり、それから今後またそうした要望が多いサークルであったり、いろんな研修会等、御希望があればまたこれから検討をしていきたいというふうに思っております。

先ほども母乳育児ということで、赤ちゃんにやさしい病院ということで力を入れて当院取り組んでおりますが、この母乳育児につきましても、全国の平均では出産後の1カ月後の母乳育児の率が51%です。それが市民病院のほうでは母乳育児の率が86%ということで、母乳育児がかなり普及していると。ただ、これにつきましてもそれぞれお母さん方の体調であったり、そうしたこともございますので、そのお母さんの状況に応じて指導をしておるといふことであります。

あと、民間の施設、そちらのほうへ行く行かんということもありますけれども、民間の施設の中では、やっぱり豪華な食事を出すとか、それからいろんなサービスを提供しているところもございます。ただ、そういったサービスをすれば当然料金に反映してくるということになりますので、当院のほうでは出産の病院でのお支払いいただく出産費に関しては、普通分娩の場合であれば、健康保険から出産育児一時金が42万円支給されます。ほぼその42万円以内におさまるといふ形で、あんまり豪華なものにすることが本当にどうなのかということで、公立病院として市民目線でのサービスに心がけるという思いでおります。

食事につきましても、先ほど申し上げましたように、豪華ではありませんけど、管理栄養士がしっかり献立をつくって良質でバランスのよい食事を提供しているということでサービスを提供していきたいというふうに思いますので、決して豪華にすることが本当にいいかというところは、ちょっとそれは公立としてはどうかという思いでおります。

以上です。

(1番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 三島一貴君。

○1番(三島一貴君) ありがとうございます。本当にアンケートをまず早速とっていただいて、そういったことで皆さんの御意見をまずは真摯に受けとめていただきまして、民間のお話もございますが、もちろん、民間のサービスもしっかりと見ていただきまして、郡上市としてできる範囲内でのサービスの向上をぜひお願いをしたいと思っておりますし、とにかく市民が安心してここの郡上市において出産ができる。そして、それに続いて子どもたちがたくさんになって人口がふえていくということを願いますので、ぜひこのサービスの向上をよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、次の質問に入りますが。

ちょうど子育てということで、この『わわわ 輪和笑』というものをいただいております。この中を見させていただきますと、本当に子育てに対してたくさんの事業を準備されておるといところがわかります。

この中で、ちょっと一つ質問をさせていただきたいと思います。予防接種についてということなんですが、任意予防接種費用の助成という助成事業がございます。その中にインフルエンザの予防接種の助成事業がございます。現在は小学校6年生まで1回3,000円の助成ということなんですが、1回目の接種は自己負担、2回目の接種3,000円を助成しますというこの事業でございます。

先にお話をいたしますと、まずこの助成制度の拡充ができないかという質問でございます。少しインフルエンザについてお話をさせていただきたいと思いますが、皆さんは大変御存じだと思いますが、ちょっと一度お話をさせていただきたいと思います。

インフルエンザというものは、免疫の少ない14歳ぐらいまでの子どもに感染する確率が圧倒的に高いそうです。その年その年流行するだろうというワクチンを予想して、そして小さな子どもたちには2回接種をするというふうなインフルエンザの予防接種ということでございます。

私が小学校のころ、もうはや30年ほど前のお話になるんですが、保健室に並んでインフルエンザの予防接種を受けたというのを記憶しております。

このインフルエンザの予防接種においては、本当にいろんな御意見がございまして、1994年の予防接種法改正により、まず集団接種が中止された。学校での集団で打つ予防接種がまずは中止されたということでございます。

利用は、1980年代後半ぐらいになるとインフルエンザワクチンには効果がないという学説が出てきたそうです。確かにワクチン接種してもインフルエンザにはかかりませんし、それでほかには副作用のおそれ等もございます。しかしながら、そういつて特に綿密な検証もないままに、1987年には強制力のない勧奨接種となって、1994年には予防接種法が改正され、集団予防接種は中止されてしまったというような流れでございます。

しかし、中止とされてしまった現在では、実はそれなりに集団予防接種というものには効果があったのではないのかと言われております。インフルエンザ予防接種を打ってもインフルエンザにかかるというようなお話がございましたが、当初、過去にさかのぼりますと、今ですと病院に行きますとインフルエンザの検査キットということで鼻に綿棒でぐっとやって、すぐインフルエンザにかかっているかというのは瞬時にわかるんでありますけど、その当初はまだそういったキットもなく、流行のときに風邪にかかっただけでもワンカウントということでインフルエンザにかかったんだというような数値的なデータをとって、インフルエンザワクチンを打ってもインフルエンザにかかるんだというような集計をされたという情報も聞いております。

あと、インフルエンザの予防接種において、いいところは重症化しないということなんです。インフ

ルエンザワクチンを接種しても先ほど言われたように感染発症する可能性はあります。それはワクチン接種したウイルスと、その年に流行したインフルエンザウイルスの型が違った場合にはインフルエンザにはかかります。インフルエンザのウイルスは常に変異を繰り返しますので、そのためにその年その年に流行するのを予測してワクチンが出てきて、それを打つというような形なんです。

しかし、統計的に予防接種を受けた人が、例えば感染発症した場合は重症化しにくいという結果が出ているそうです。このためで、現在では予防のためというよりかは重症化させないために接種を推奨しているというような事例もございます。

インフルエンザが個人的、社会的、経済的に影響を起しているということをちょっと御説明させていただきます。

ちょっとパネルをつくってききましたので。

先ほど言いました免疫が少ない子どもがかかりやすいと。14歳ぐらいまでのお子様にかかりやすい。この方が例えばウイルスにかかったとします。インフルエンザウイルスに感染します。そうすると、まず始まるのが学校を休みます。たくさん子どもが学校を休めば学級閉鎖というものが起ります。

そこで、過去3年、どれぐらい学級閉鎖があったのかというものをデータを出していただきました。ちょっと細かくて申しわけございませんが。

平成28年、中学校で全部で25日間、小学校で12日間、今年度、学級閉鎖がございます。学級閉鎖から学年閉鎖からいろいろございますが、28年度はここですね。27年度、この年はちょっと多かったですね。中学校が37日間、中学校です。小学校が63日間、全部合わせると。それだけの学級閉鎖、学年閉鎖がございました。26年には中学校は10日間、小学校は29日間、合計で39日間、こういった形で学級閉鎖が今結構数字的には出ております。中学校のほうにでも多く出ているというのが現状でございます。

また先ほどのパネルへ戻りますと、そういった形で学級閉鎖。今、ただでさえ土日休みが全て土日休みになったというところで学習時間が少ないのではないかとこのところの中で、またこういった病気によって学級閉鎖というものになって、また学習時間が削られるという、そのような現状でございます。

子どもがインフルエンザにかかりますと、今の学校保健安全法によりますと、小学生以上が感染した場合は、発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後、2日を経過するまでは出席停止。約1週間は学校へは来てだめですよというような形になります。

子どもが学校を1週間休むということは、親が子どもを面倒見てないといけません。そうすると、働かされている親御さんは会社を休まないといけません。会社には1週間の休暇をとらないといけませんね。そうすると、保護者の方の経済的負担は大きいでありますし、その会社でも1週

間休まれると、やはりそういった仕事に影響が出てくると。

本市役所におかれましても、ことし、今、職員の方がインフルエンザで休んでいるよという方は多数なりと声を聞いております。

今度、親がそうやって付き添いをしますね。そうすると、1週間一緒におると親に感染するんですね。家族に感染するんですね。そういった形で感染のほうも広がっていく、そのような結果でございます。

それでは、ここの子どもたちがかからないようにすれば、ここからこっちは起きないということで、大人にも高齢者にも広がっていかないということでございます。インフルエンザのウイルスというものは同じものには一生かからないというような統計が出ております。一度体に入ったものに対しては免疫ができて。ですので小さいお子様は2回打つ、高齢者になれば1回でいい。もう免疫があるだろうという判断で、そういったようなものであるそうであります。

本市においてインフルエンザの予防接種の助成というものが制度がございます。今どれぐらい助成されているのかなとお聞きしました。平成28年度の予防接種助成人数、10月から1月の人数ですが、1,404人だそうです。勝手ながら、人口ピラミッド、1月31日現在のものを入手いたしまして、ゼロ歳から12歳までの統計をとりました。

予防接種を受ける方というのは大体6カ月からの子どもさんということを知っておりますので、若干ちょっと数字は変わりますが、一応0歳から12歳の方は4,281人、現在、郡上市においてはあります。その割合を出すと、約3割の方しか助成を受けられてない。インフルエンザの予防接種を受けられていないということになるのではないのでしょうか。インフルエンザの2回目の無料になる助成を受けている方が1,404人ですので、約3割というデータでございます。

大体病院によっては1回目の接種料が違うらしいんですが、大体平均すると約3,000円ぐらいとお聞きいたしました。

例えば御家族でお父さん、お母さん、お子さん3人おって、5人家族だとしますね。予防接種を受けようと思うと3,000円掛ける5人、1万5,000円。やはり結構な経済的な負担にはなりますので、それだけかかるのであればやっぱり受けないでおこうという方もおるのではないのでしょうか。そういったような数字のデータがあります。

そんなデータを踏まえまして、本市におきまして「日本一子育てしやすいまち」、そういった宣言をしております。その実現につながるために、対象者を中学校3年生まで拡充し、小学校6年生まで2回を無料、中学生は1回目を無料というような制度にすることを、拡充することを御質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 予防接種の御質問をいただきましたが、時間がございませんので簡単にお答えさせていただきたいと思ます。

今ほど議員お示しのとおりでございますけれども、郡上市におきましては13歳未満のお子さんの予防効果を高めるとともに、保護者の方々の経済的負担を軽減をするというところで、季節性のインフルエンザワクチンの2回目接種を推奨するということを目的といたしまして、2回目の接種費用として3,000円を上限に助成をさせていただいているところであります。

そこで、県内42市町村ございますけれども、このうち、郡上市を含めた22の自治体でこういった助成制度がございまして、2回分の全額助成をしてみえる自治体が1自治体ございます。他の自治体では1回または2回の接種費用に対しまして1,000円から3,000円というところが助成の内容になっております。そして、このうちでございますけれども、中学校の3年生までを助成対象年齢としている自治体は17ございます。

予防接種でございますが、公衆衛生上の見地から、個々人が発病と重症化予防のために行っているものでございまして、あわせてみずからの健康保持増進、そんなところが狙いとなっているところであります。

現在、高齢者を除く季節性インフルエンザは、定期と違まして任意接種という扱いになっているところでございまして、また予防効果につきましても感染を完全に阻止する効果がまだ十分検証をされていないというところから、接種費用につきましても応分の自己負担、保護者負担というところが必要であるかに考えてございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、学童期における罹患率が非常に高いということも統計的に数値が示されているところでございますので、子ども・子育て支援の一助として季節性インフルエンザ予防接種の助成の回数、それから助成対象年齢の拡大につきましては、今後における検討課題にさせていただきたいと思ますので、よろしく願いいたします。

以上です。

（1番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） ありがとうございます。予防接種の助成ということは全て自治体負担ということですので、拡充すれば本市における支出が大きくなるということでもございますし、先ほど近隣の市町村のことも教えていただきましたが、私も調べましたら、東京では千代田区が生後6カ月から12歳までは無料2回、13歳から18歳まで無料を1回というような制度もやっているそうです。

本当に先ほども言いましたが、「日本一子育てしやすいまち」と宣言をしている以上、この郡上市においてもやはり皆さんが安心してこうやって子育てできる「日本一」と言っているんですから、

日本一になっていただきたいと思ひまして、そのような御質問にさせていただきたいと思ひます。

済みません。本当であればもう1つ質問がございましたが、時間が参りました。関係各署の方には答弁のほうの御用意していただいておりますが、大変申しわけございませんが、また次回にさせていただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、三島一貴君の質問を終わります。

◇ 原 喜与美 君

○議長（渡辺友三君） 続いて、3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） それでは、議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日のトリを務めさせていただきますが、大きくは3つの質問をさせていただきます。どうかよろしくお願ひをいたします。

まず最初に、中山間地域の農地を守りかつ生かすラインガルテン事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

ラインガルテンとは、ドイツ語で小さな農園つき宿泊施設というふうに聞いております。私の資料では「ラインガルデン」と表示しておりますが、ドイツ語では「ガルテン」と濁らないようでございますので、よろしくお願ひをいたします。

この事業は、中山間地域の農地が耕作放棄で荒廃するのを防ぐため、国が進めております農地つき宿泊施設事業であります。したがって、現在、山間地にある、いわゆる別荘とは異なりまして、年間を通して少しでも長い間住んでいただくということを目的とした事業であります。都会の方々を対象に田舎のよさや、またその魅力を売りにした移住対策の事業ということでございます。もちろん、季節のみの移住も可能ではございますが、たとえ短期間でありましても他の地域から市内へ移住していただけるということは市にとっては大きなプラスであります。

この事業には県内では高山市、揖斐川町、また白川町など三、四カ所で取り組んでおられまして、全国では八十数カ所で展開をされておると聞いております。どの地域もほとんどは行政主導、または行政主体で取り組まれ、中山間地の衰退を防いでおられるということでございます。

現に市内では白鳥町で、個人の方でございまして、この事業に取り組まれまして成果を上げておられる方が見えます。この方は、現在、31戸のハウスを建設されまして、全部入居で埋まっておると聞いております。そのうち、8戸は住民票も移されまして、定住をされておられるということであります。入居された方々の地元での消費についても大きなものがあり、地域経済に大きな貢献を

しておられるところであります。

従来の当地区でございますが、耕作放棄が進み、草木が茂り始め、荒廃地になっておりましたが、今は見違えるようなすばらしいクライנגルテン団地となっております。過疎地になっておりました当地区も夜には明かりが灯りまして、人が行き交いをされ、にぎやかな里山となっております。特に夏場になりますと、いわゆるお孫さんということになります、子どもさんたちが夏休みで来られまして、一層にぎやかな里山となっております。

入居、移住をされる方々は、お聞きしますと名古屋方面の、いわゆる定年退職をされた御夫妻が大半であるというふうには聞いてはおりますが、たとえ高齢の方々であっても人口の増加には変わりがございます。人口がふえれば、地元での消費もふえ、地域が潤うことは間違いがありません。

中山間地域の農業者の方々が高齢化し耕作放棄となった農地は、どうしても山間部に多くございまして、農地として活用し、維持していくのは困難な状況であります。したがって、農地を守り、生かしていくには、このクライングルテン方式で活用するのが最もふさわしいのではないかと思う次第であります。

市が進められておられます地域での人・農地プランの取り組みを、またJAでも行っておられます地域営農ビジョンとともに、一緒になって対象の地域へ働きかけ、土地の集約やそうした組織づくりに市として力を入れていただきたいと願うものであります。

残念ながら、現在はこれらの事業に対する有利な補助制度はかなり縮小されたというふうには聞いておりますが、たとえ独自、単独であっても取り組むべき事業だと私は思います。したがって、この事業への積極的な取り組みについてお考えをお聞きしたいと思います。担当部長、よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） それでは、原議員さんの御質問にお答えいたします。

クライングルテンですが、当地で200年の歴史を持つ農地の賃貸制度の総称でございまして、市民農園とも言われております。日本では一般的な市民農園と区別しまして、農園のそばに小規模な休息または宿泊施設を備えたものを滞在型市民農園と称しまして、これをクライングルテンというふうに定義しております。

この滞在型市民農園ですが、地方公共団体や農協、農地所有者、あるいは農地を所有されていない方でも所定の手続を行うことにより開設することが可能でございます。手続といたしましては、市民農園法、または特定農地貸付法の法手続による開設と法によらない農園利用方式による開設方式がございます。

市民農園法に基づいて開設する場合におきましては、農用地に宿泊施設等をつくりましても、そういった場合でも農地法に基づく農地転用の手続は不要となっております。

全国のクライנגルテンの整備の状況でございますが、国が平成15年度に伝統農家や廃校舎を利用して都市住民らの交流拠点を整備するやすらぎ空間整備事業というものを発足しております。この事業が開始されましたことによりまして、クライングルテンが全国的に広がってまいりました。

一般社団法人の都市農村漁村交流活性化機構というものがございまして、そのホームページによりますと、滞在型市民農園は全国に今78区画ほどあるそうでございます。そのほとんどが平成23年までに整備されたものでございまして、平成24年以降のこの5年間では7カ所の新設にとどまっているような状況でございます。

また、これらの施設ですが、老朽化や利用者の高齢化により空き区画が増加しておりまして、78地区中、現時点で満室状態は約19%になっております。また、運営主体別の稼働状況を見ますと、行政主体ではなく、民間主体として整備した施設が10ほどございまして、そのほうが利用率がよいというふうな状況となっております。

現在、このやすらぎ空間整備事業は終了しておりますが、クライングルテン、滞在型市民農園の整備に対する補助事業といたしましては、国の交付金事業であります農山漁村活性化整備事業ですとか、あと平成29年度、来年度から新設されます農泊推進対策がございまして、この制度によりまして事業費の2分の1の補助金が活用できるものと見込まれております。

それと、今後、市がこの事業にどういった取り組みをしますかというふうな御質問だと思うんですが、クライングルテンを整備することにより農業の担い手が増加しまして、耕作放棄地や有休農地が解消されるということは限定的な効果だと思いますが、都市部の住民との交流ですとか、移住等がこれにより推進されまして、地域活性化に貢献するという点では非常によい策だと感じております。

現在、市では集落の皆さんで集落の農業・農地の将来像を検討する人・農地プランの策定を進めております。このプランを策定するための集会所での話し合いの中では、農地を守るため、あるいは集落活性化するためのいろんな御意見が出されます。例えば、担い手農家への農地集積を進めてはどうかということや、地域の振興作物としておいしい米をつくったらどうかということとか、あと担い手農家がない地区では、みずからの手で農地を守るために集落営農組織を設置したらどうかということの意見もございまして、さらにこのほかには地域の特産物を生かした収穫体験や、オーナー農園をやってみたらどうかという御意見も出されております。

クライングルテンに取り組むためには、農地を守り生かすというよりは、さらに一歩進んで農地を地域資源として捉えて、これを生かして地域を活性化させるというような、地域全体の目的意識の高まりが重要であると思っております。

今後、人・農地プランの策定を進める中で、クライングルテンの事例を紹介しながら、地域に合った方策を進めていきたいと考えております。その中で、クライングルテンに取り組みたいという

ふうな地域がありましたら、モデル地域も指定しまして、組織づくりも含め、積極的に移住支援を行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。今、部長からの答弁の中に、前向きに真剣に取り組まれるということで大変うれしくお聞きをさせていただきました。

全国のデータも今お聞きしましたが、満室のところはかなり少ないようではございますが、この郡上市においては、先ほども申し上げましたが、名古屋方面から1時間ちょっとというのがメリットでありまして、名古屋方面の方々に御利用いただくのが一番いい距離と。余り近くてもいかんし、遠過ぎててもいかんというものらしくて、この郡上市は名古屋からはちょうどいい距離にあるということでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今部長からお話ありましたように、該当する地域におきましては自治会長や農業委員、特に今回新設をされました農地利用最適化推進委員ですか、この方々に一生懸命になっていただきまして、地域で取りまとめをしていただけるといふような活動に積極的に取り組んでいただきますようお願ひを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、土地開発基金の関係についてお尋ねをいたします。

土地開発基金は、市の発展のため、また企業誘致や道路整備などのために先行投資をして土地を取得し活用する機関だと承っております。そこで、市が土地開発基金を通して取得した土地について、現在保有する土地の面積は27年度の決算調書では15万5,650平米となっております。そこで、その取得価格ということでございますが、基金そのものが10億ということでございますので、決算調書では預金が3億6,000となっておりますから、この15万5,650平米の土地は単純に6億4,000万の価値のある土地というふうに解釈してよろしいものかということがまず一つでございます。

その次に、この土地の地目は、農地は取得できないということで雑種地か山林か、どのようなものが多いのか。

3つ目には、現状では保有しておる土地がこの15万5,000平米の土地でございますが、現状はどのような状況でおるのか。また、件数としてはどれくらいの件数になっているのか。筆数でなくても、固まりで結構なんです。また、この土地の取得の時期はいつごろだったのか。

以上の点について幾つかお願ひしますが、お尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) それでは、土地開発基金の御質問につきましてお答えをさせて

いただきます。

初めに、現在、基金で保有している土地の件数でございますけれども、直近の現在のデータですけれども、27件、15万309.02平方メートルです。

先ほど申された前年度との違いは、28年度中の増減としましては越前屋さんの用地を一旦開発基金で取得しまして、それを一般会計のほうへ戻したということと、ボルツさんの会社の用地としまして開発基金で持っている土地を一部売り払いをさせていただいたと、こういうことがございましたので、先ほど御指摘の面積よりは少し減少をしていることでございます。

それで、地目ですけれども、これもいろいろありまして、宅地、雑種地が多いわけですけど、このほかに山林とか、道路用地もございます。

現状は何かというふうに申されたわけですが、この27件のうち、実は17件が当初の目的に沿って既に土地が供用されております。例えて言いますと、美並の地域におきましては健康福祉センターのさつき苑の敷地でありますとか、幼児教育センターみなみ園の敷地、まん真ん中センターの道路敷であったり、広場であると、こういうものであります。白鳥では、旧営林署の建物の敷地。八幡地域におきましても消防団の詰所、駐車場等々で、実際使われているものが17件ございます。

それから、未利用の土地としては10件あるわけでありまして、公共用地のための代替地として保有しているものでありますとか、市民病院のアクセス道路をよくしようということのために先行取得したもの等がございますけれども、こうしたものが10件あるということでございます。

それから、取得の価格ですけれども、先ほど言われたとおりでございます。それで、一部売り払い等しておりますので、現金といたしますか、預金としては現在は6億2,554万8,931円ということでありまして。これと……。済みません。失礼しました。基金としては4億2,663万5,344円でございます。

これと、先ほどの土地の価格は取得時の価格でありますけれども、それを一緒に足しまして、この定額基金でありますけれども、土地開発基金としては現在の現在高が合計で10億5,218万4,275円と、こういうことでございます。

取得の時期ですけれども、古いものでは昭和48年のものがあります。それから、先ほどのこのところの動きのものを除きますと、平成19年までの取得があるわけですが、合併後におきましては、先ほど申し上げました市民病院のアクセス道とか、国道156号線の改良工事に伴う代替地として保有を今している、取得したものでございます。

まずはここまででよろしいでしょうか。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。そうしますと、今お聞きしますと、未利用の

ものは10件ほどということですので、私は、この数字の15万5,000平米がまるきり未利用でおのかというのを心配いたしましたので、まず質問の第1点に上げさせてもらったということでございます。

そこで、今の取得の時期なんです、古いものは48年ということですからかなり年数がたつておることでございますが、この土地の、取得土地の利用はなるだけなら短期間のうちに行うというふうにお聞きをしておるんですが、こうした古いものがあるということは、いまだに利用されていないその要因と申しますか、何か大きな問題があるのか、差し支えがなければお聞きしたいというのと。またそういうことを想定しまして、取得するときの目的や、また取得するときの価格ですが、どのような規定と申しますか、規則が定められておるか、その点についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 先ほど例えばということで申し上げました一番古い取得が昭和48年のものですが、これ白鳥地域でございまして、実際は現在、工業団地として使われておまして、その用地と申しますか、周辺の市としての整備したところとして今管理しているという土地が残っておりますので、残余の部分を市としてその周辺のために使えるようにはしているというふうなことでございます。

そのほか、先ほど申し上げましたけれども、多くが早い時代に取得したもので、昭和56年に取得した美並町山田の土地につきましては、畜産の基地として。これ、ちょうど美並のPAですね。パーキングエリアのすぐ近くのところですが、畜産の基地で使うとか、あるいは昭和62年の取得した美並町白山のものは、先ほども申し上げました福祉センターのさつき苑ですね。そういうふうでございますので、実を申し上げますと、こうした当初の取得する目的に沿った形で17件使われているわけでございます。

行政実例などを調べますと、これは一定期間につきましては基金において保有する土地を、その当初の目的に従って使うということはある程度と、是というふうにされておるわけですが、基金の設置目的とか、基金がやはり公共に要する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得するというふうな事業の円滑な執行を図るためには、現金をやはりしっかり持っているということが大事ですので、目的に沿って供用されている土地につきましてはやはり一般会計で予算化して、それをそのように土地をしっかりと引き継いでいくと申しますか、基金から離していくというのがやはり必要なことだというふうには認識はしております。したがって、順次、そういうふうな対応をこれからはやっぱり考えていきたいというふうに思っております。

それから、目的のないものにつきましては、何らかの要因によりましてやはり残余の土地ができ

たりいろいろするわけでありますので、先般、御心配今御指摘の中でありましたような、先行取得したにもかかわらず、何らかの要因によって事業実施ができずにある土地で、他の用途に供することが、有効に使えるというふうな土地がある場合は、例外として一般会計で買い戻した後に公売で売り渡していくと。こういうこともやはりこれから、有効に使えるということは今までも考えてはきておるわけですが、そうした処分のありようもしっかり研究をさせていただきたいと思えます。

それから、土地取得の価格につきましての御質問もあったわけですが、基金条例の中では設置の目的と基金の額運用等が規定されておりますけれども、取得価格については特に規定はないわけでありまして、それで、財産を取得、売却する際には、郡上市普通財産の貸付及び処分に関する要綱というのがありまして、その第12条第1項を準用して、いわゆる時価をもとに参考にして計算をしているということでありまして、普通は公示価格の大体評価が7割というふうな格好になるとすると、それを時価に戻すという再計算をしたり、土地の鑑定評価等をしていただく中でその価格を出して時価を見ていくと、こういうふうなことでやっているところがございます。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） ただいま御答弁いただきました内容をちょうど今から御質問したいと思ったところがございますが。

今、時価という表現が出ましたが、私も先ほど申し上げましたように、15万5,000平米のものがまだあるのならば、これらの土地について先ほどの数値で、私の数値でいきますと6億ほどの値打ちになるということがございますので、本当にこの土地がその値打ちがあるのかと。市で使用していくならば数字上は出てこないかもしれませんが、価値のないものを保有しておることになりますので。私がお尋ねしたかったのは、この保有する土地の時価の変動によって大きなリスクとございますか、マイナスを負うこととなりますので、公共施設等に利用されるならば、今申し上げましたように地価については余り関係ないかもしれませんが、もし普通財産として売却をするような場合には安くなればその分売却の損が発生いたしますので、結果的には市の財政を圧迫することになりかねません。そういうことで、購入取得時にはしっかりと将来を見据えて購入していただかなければならないなということを感じましたので、今の質問をさせていただいたわけがございます。

私がこの問題を取り上げましたのはほかでもございませぬ。先ほど理事からも答弁ございましたが、12月の定例会において土地開発基金が購入しました物件の普通財産としての売却がありました。この際、取得価格とこのたびの売却価格が余りにも乖離していたこととあります。過去において購

入された物件でありましたので購入時の状況は私にはわかりませんが、今後はこうしたことのないように十分注意してほしいということを思いまして、この質問をさせていただいたわけでございます。

そこで、次のような提案と質問をさせていただきたいと思います。今、理事からも答弁がございましたが、保有する土地の今後の利用はともかくといたしまして、まだ10件ほどの土地があるということでもございましたので、その土地の価値をしっかりと把握しておく必要もあるのではないかとこのことを思います。

市の施設として利用する場合には、そういった地価は問題ないかもしれませんが、万一、先ほど申し上げましたように、普通財産として売却をしなきゃならんというようなときには価値のないものを持っておるといことになりますので、いわゆる時価といいますか、保有する土地の実勢価格で再評価もしておくということも必要ではないかということも思うわけでございます。

くどのようなお話になりますが、評価が下がれば含み損が発生をいたします。それをしっかりと把握した上で、今、理事からも答弁ございましたが、土地の利用の方策や売却等の対処をしっかりとしていく必要があると感じるわけでございます。

そうした点、今答弁はいただきましたが、しっかりとその辺の対処を行っていただきたいということをお願いをしまして、この質問を終わらせていただきます。もしコメントあればお願いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 保有する土地の中の御説明の中でちょっと先に触れてお話をさせていただいて、大変失礼いたしました。

美並町白山の場合の土地の価格を例えば見てみますと、平成6年の平米当たりの1万2,880円が27年度評価では平米当たり9,138円ということで、平成6年対比でいきますと71%ですから、29%の土地価格が減になっているわけです。

白鳥の場合ですと、今持っているところですけど、1万5,400円が1万2,896円ということで、当時、平成6年対比で84%と。現在、土地価格は下がっていく時代でありますので、そうした点にもやはりしっかり気をつけて、我々としては留意する必要があると。

ただ、本来ですと、公共の用に供するために予定する土地の先行取得をするわけでありまして、一般的にはこれを公売をするような土地として持つておるわけではありませぬので。しかし、長く持つておる土地の中で目的に沿って供用されてない土地につきまして、やはりよく研究をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） ありがとうございます。先ほど理事からも答弁ございましたように、土地開発基金もお金を持っておらないといざというときには取得するわけにはいきませんので、今、預金が4億何千万ということでしたが、なるだけなら利用して、預金で持っていないといざというときに間に合わんということで、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、指定管理制度を利用して指定管理を行っております市内の施設について、その状況について御質問をさせていただきます。何点か質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

まずは、市内にはこの指定管理制度によって、いわゆる管理委託をしておる施設はどれくらいあるのでしょうか。次に、その指定管理料をお支払いしておる施設はどれくらいあるのか。

次に、管理料の支払う基準というのはどのようにして定めておられるのでしょうか。

その次には、業績が悪く、赤字決算となった場合、その管理者に対する指導について、またマイナス決算になった場合の対処はどうされておるのか。

次に、好成績で利益を上げておられるその団体につきましては、積立金等の蓄えをするような指導がされておられるのでしょうか。

また、管理者にはこちらからお願いをしておりますのでなかなか難しいことかもしれませんが、施設の運営に対する市からのいわゆる指導とか指示、そういうのはどれくらいできるのでしょうか。遠慮ばかりしておられてもとは思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、施設の増改築とか、また修繕について、指定管理者と市との負担割合など、どのような対処がされておられるのか。また、その基準というのはどのような形になっておるのか。

また、管理者にお願いしております施設の管理状況等のいわゆる監督部署はそれぞれの関係部署に任せてあるのでしょうか。

以上、8点ほど申しわけありませんが、お尋ねをいたしますが、よろしく願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） まず、指定管理者制度でございますけど、議員御承知かと思えますけど、この指定管理者制度といいますのは通常の業務委託とは違いまして、本来、市が行うべき権利ですね。使用許可権であるとか、そういうことの一部も含めて指定管理者に委任すると、こういった制度でございます。指定管理者が市にかかわって管理運営を施設に行くと、こういう制度でございます。

ですので、これにつきましては法的に地方自治法であるとか、あるいは郡上市の指定管理に關す

る条例等で法的に定められておりますし、管理運営に当たりましては郡上市の運用に関する指針というものをつくっておりますので、それに基づいて運用をしておるものでございます。

そういったところで、8つの質問をいただきましたけど、1点目の指定管理者制度の導入の施設数でございますけど、平成28年度においては64施設でございます。内訳としましては、福祉施設12、産業振興観光関連施設49、スポーツ施設2、情報施設1ということになっております。この中には今年度、積翠園についても含まれておる数字でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

指定管理者団体の数でございますけど、33団体が指定管理を受けている団体ということになっております。

そのうち、2番目の質問でございますけど、指定管理料支出施設でございますけど、27年度実績では13施設が指定管理料を支払っておるものでございます。

それから、3点目の指定管理料を支出する基準でございますけど、これにつきましては原則としまして、管理運営費が利用料の収入でございますので、この収入を上回るときに支払いをしております。その収入の見方でございますけど、過去3年間の収入の平均、それを平均としまして、管理費から引いた額が基本となって算定して支払うということになっておりますので、逆に利用料が多くを見込まれるというときには指定管理料は払っていないというのがこういった算定基準となっております。

それから、4点目の指定管理施設が赤字になった場合の対応ということでございますけど、これにつきましては基本的には赤字になっても市は補填しないということになっております。といいますのは、先ほど言いましたように収入が3年間の収入ということになっておりますので、単年度ごとの収入の変動による赤字補填というところについては長い3年のスパンということで見っておりますので、そういう観点から基本的には赤字になった場合に見ないということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、5点目の黒字である指定管理施設の積立金の積立指示ということでございますけど、今の積立金の指示、そういったことについては内部留保しようとか、そういった指導はしておりません。ただし、利用料金が管理費を上回る収益が出た場合のところとしたときには、先ほど言いました指針の中で利用料金の精算という項目を設けておりまして、そのうちの要旨としまして、1点目としまして指定管理者は収益の一定割合を市に納付するということが1点目でございます。

それから2点目は、市は指定管理者から納付された資金について施設の修繕等の原資として基金に積み立てるということが2点目の要旨とされております。その場合の基本的な考え方としまして、精算する算定に当たりましては、その施設に関する市等の関与の度合いであるとか、利用の形態を分類しまして算定をしますし、その算定を実施するに当たっては、市と指定管理者、このところがよく協議した上で精算をするかどうかについてを実施するというふうに明記をされておるところで

ございます。

現在ですけど、この指針の運用に基づきまして、郡上八幡城、それから郡上ケーブルテレビの施設、この2施設については納入金をいただいております、市としては基金に積み立てて危機に備えておるという状況でございます。

それから、7点目の施設の増改築や修繕に対する費用負担の割合ということでございますけど、これにつきましてはおおむね3つの区分で分かれて費用負担するということになっております。

1点目が大規模改修の施設の根幹にかかわる修繕につきましては、市の責任において市の負担をするということになっております。

それから、2つ目でございますけど、通常の維持管理または原状復帰のための維持修正につきましては、指定管理者が法人の場合は原則として指定管理者が費用負担をして実施することとするということになっておりますし、また法人以外の場合につきましては、一つの修繕にかかる費用が30万以下であれば指定管理者が全額を負担し、30万円を超えるものについては指定管理者と市が協議の上、費用区分割合を決定して実施するということになっております。

それから、3点目の施設の納付控除とか、施設の価値を増すような修繕がありますので、そういった場合につきましては維持修繕と同様に市と指定管理者がその場面場面において協議をして、費用区分を決定するということをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、6点目の施設の運営についての指導や指示ということでございますけど、これにつきましては市が指定管理者に対するモニタリングに関する指針というものを定めておまして、これは市職員が直接施設を訪問、聞き取りをしまして、その運営管理、運営についての改善や指導を行いますし、収支の状況、そういったところについての管理運営の全体的な把握をして適正な指導管理が行われるように、常に毎年行っているものでございます。

それから、施設の監督部署ということになりますけど、このモニタリングを実施するところについては所管部署が行っておりますけど、全体的な統括的なまとめ、そういったところにつきましては企画課の業務担当で全体の状況を把握して、必要に応じて制度の見直し、そういったところを行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) 細かく御答弁いただきまして、まことにありがとうございました。私も指定管理の内容を不勉強なところもありまして、申しわけございませんでした。

そこで、時間がございませんので簡潔に最後の質問をさせていただきますが。

いわゆるこれらの施設について、そのメリットの検証や事業内容、また事業状況について、今部

長からいろいろと調査をしてみえるということでございましたが、その検証結果とか、または収支決算の内容等々閲覧することができるのかということと、もう一つは、第2次総合計画の中でも出ておりますように、市内のいろいろな施設の見直しや統廃合、または集約化などの問題も出ております。また、今定例会に提出されました公共施設等総合管理計画、まだ案でございますが、これはまさに本市にとっては必要な施策であるということで読まさせていただきますところでございます。この管理計画の中では、いわゆる30年先を目安に検討されておりますが、私は今の状況ですと人口減少には歯どめがかかりませんし、この先の税収も増収を望むわけにはいかないと想定をされます。そうしますと、10年先、20年先を見据えたとき、市内の施設はどうあるべきかということ はまさにこの計画に載っております。30年先を目途にされておりますが、私はできれば20年先を目途にするぐらいにして進めていただく内容があるのではないかと考えておるところでございます。

そこで、時間がなくなって申しわけないんですが、これらの施設、いろいろ検討されておられるということですが、私はこの指定管理をお願いした施設または第三セクターなどでお願いしておる施設、また市単独で持つておる施設、いろいろございますが、この計画の中にまさに出ておりますように、この施設を検証する独立した組織を立ち上げて、しっかり検証しながら将来の施設の見直しということに検討をしていただきたいということを最後に質問をいたしましたんですが、もう時間がなくなってしまって申しわけありませんが、簡単にコメントがいただければありがたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 簡略に答弁を。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） このモニタリング結果等につきましては、行革担当で行っておりますので、その状況については行革担当のほうでお知らせすることができます。

それから、30年と期間を設定しましたのは、公共施設の耐用年数などがありますので、長期的な視野があるということから30年としております。しかしながら、既にもう5年、10年と早い時期がありますので、そういったものは来年度に取り組みます再配置計画でそういったスパンで見直したいというふうに思っております。

それから、独立した審査機関、そういったものでございますけど、現在は行政改革審議会というものがありましてしておりますけど、今回取り組みます公共施設の再配置計画の策定に当たりましては、来年度、これとは別の庁内の各分野に関係する皆さんに検討会議を設置するというを考えております。

また、第三セクターが指定管理を受けておりますので、第三セクターにつきましても全庁的な検討組織をつくりまして、総合的な共助体制とか、連携のあり方、そういったものについても検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原 喜与美君） 時間配分を間違えまして、まことに申しわけありませんでした。

詳細にわたりまして答弁をいただき、まことにありがとうございました。

今部長からお聞きしましたように、いろいろな組織でもってこれらの施設については検証、検討をされるということでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、原喜与美君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

(午後 3時56分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員